

官報

平成十三年六月二十七日

○国百五十一回 参議院会議録第三十五号

平成十三年六月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議
平成十三年六月二十七日

○議事日程 第三十五号

午前十時開議
平成十三年六月二十七日

第一 平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

第二 平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十回国会衆議院送付)

第三 平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(第百五十回国会内閣提出、第百五回国会衆議院送付)

第四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

第五 平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

第六 平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(第百五十回国会内閣提出、第百五回国会衆議院送付)

第七 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(第百

五五回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

第八 平成十年度一般会計歳入歳出決算、平成十年度政

第九 平成十年度税収納金整理資金受払計算書、平成十年度政

第十 平成十年度国有財産増減及び現在額総

算書

第十一 小型船舶の登録等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十四 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第十五 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十六 平成十一年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各所管使用調書(日程第六)

第十七 平成十一年度特別会計予備費使用総

調書及び各省各所管使用調書(日程第六)

第十八 平成十一年度特別会計予算総則第十

三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(日程第六)

第十九 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(日程第六)

以下 議事日程のとおり

○本日の会議に付した案件

一、元議員小平芳平君逝去につき哀悼の件

五十一回国会衆議院送付)

第七

平成十一年度一般会計公共事業等予備費

使用総調書及び各省各所管使用調書(第百

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員小平芳平君は、去る十八日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえませんが、御異議ございませんか。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることといたしたいと存じます。

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが國民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功労を表彰せられ

さきに法務委員長災害対策特別委員長の重任にあたられました(元議員小平芳平君の長逝に対し、つらしんで哀悼の意を表し、やしく弔詞をささげます)

以上十件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長谷川秀善君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○谷川秀善君登壇、拍手

○谷川秀善君 ただいま議題となりました平成十

年度及び十一年度予備費関係七件及び平成十

年度決算外二件につきまして、決算委員会における審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、予備費関係七件は、憲法及び財政法の規

定に基づき、予備費の使用等について、国会の事

後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な賛意申しあげますと、ま

ず一般会計の予備費使用は、災害廃棄物処理事業に必要な経費などであります。

次いで、特別会計の予備費使用は、農業共済再

保険特別会計果樹勘定における再保險金の不足を

補うために必要な経費などであります。

次いで、特別会計予算総則の規定に基づく経費

の増額は、道路整備特別会計における道路事業及

び街路事業の進度調整、連携調整及び推進に必要

な経費などであります。

また、公共事業等予備費使用は、道路整備特別

会計へ繰り入れに必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら七件を一括して

議題とし、まず財務大臣から説明を聴取した後、

公共事業等予備費使用による景気の下支え効果、

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書外九件

日程第八 平成十一年度一般会計歳入歳出決算、税収納金整理資金受払計算書、平成十年度政府関係機関決算書

日程第九 平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第十 平成十年度国有財産無償貸付状況

日程第十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第二十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第三十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第四十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第五十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第六十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第七十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第八十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十五 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十六 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十七 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十八 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第九十九 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百一 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百二 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百三 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百四 平成十一年度一般会計予備費使用総調書

日程第一百五 平成十一年度一般会計予備費使用

予備費と補正予算との関係、主要国産会議への出席費使用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して川橋理事より予備費関係七件に反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して鹿熊理事より予備費関係七件に賛成、日本共産党を代表して八田委員より平成十年度一般会計予備費、平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額、平成十一年度一般会計予備費については反対、その他の予備費関係二件については賛成、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より予備費関係七件に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係七件につきましては、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

次に、決算外二件につきまして御報告申し上げます。

本件決算及び国有財産関係一件は、いずれも平成十二年一月二十日に提出され、五月二十九日に委員会付託となりました。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを審査し、あわせて政府施策の全般について、広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行つてまいりました。

全体で十二回に及んだ委員会質疑では、内閣に対する警告にかかる質疑のほか、特殊法人改革、財政構造改革に関する質疑など行財政全般について熱心な論議が交わされたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

六月二十五日に質疑を終局し、討論に入りました。

決算に対する議決案の第一は本件決算的是認、第二は内閣に対する三項目の警告であります。討論では、民主党・新緑風会を代表して櫻井委員より、決算については是認することに反対するとともに、国有財産関係二件については賛成し、内閣に対する警告案について賛成する旨の意見が述べられました。

次に、自由民主党・保守党及び公明党を代表して鹿熊理事より、決算外二件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案について賛成する旨の意見が述べられました。

次に、日本共産党を代表して八田委員より、決算並びに国有財産増減及び現在額總計算書のそれについて是認することに反対するとともに、国有財産無償貸付状況總計算書について賛成し、内閣に対する警告案について賛成する旨の意見が述べられました。

次に、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より、決算外二件を是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案について賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、決算を採決に付しましたところ、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案につきましては全会一致をもって警告すべきものと議決されました。

決算に係る警告は、次のとおりであります。

(一) 内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

政府は、執行体制の見直しを図るなど不祥事の再発防止に万全を期し、内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行に努めるとともに、報償費の在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。

(二) 日本体育・学校健康センターによるスポーツ振興基金助成金及び財団法人日本オリンピック委員会による民間スポーツ振興費等補助金の事業において、実施されていない事業への支出、同一事業に対する助成金と補助金の二重払いなどの不当支出が連年にわたり行なわれていたことが、平成十年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、補助金等の経理の適正化を図るよう、両法人の審査体制に対し改善の指導を行ない、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(三) 財團法人ケーワンデー中小企業経営者福祉事業団において、事業目的を逸脱した運営がなされ、同事業団の前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴されるなど、同事業団に対する旧労働省の指導監督が十分徹底していなかったことは、遺憾である。

政府は、同事業団を始めとする公益法人に対して、検査体制の見直し、外部監査の導入等の措置を講じるなど、指導監督を徹底するとともに、今後の公益法人制度の抜本的改革の必要性が指摘されていることを踏まえ、その適正な運営の確保に努めるべきである。以上であります。

次に、国有財産関係一件を探決に付しましたところ、いずれも多数をもつて是認すべきものと議決されました。

最後に、委員初め関係各位の特段の御協力により、決算審査を進めることができましたことに對し、委員長として感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
まず、日程第一及び第三の予備費使用総調書等
二件について採決をいたします。
兩件を承諾することの賛否について、投票ボタ
ンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数	一百六
賛成	百二十四
反対	八十二

よって、兩件は承諾することに決しました。

(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(井上裕君) 次に、日程第二の予備費使用
総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタ
ンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数	一百六
賛成	五百四十七
反対	五十九

よって、本件は承諾することに決しました。

(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

備、日本小型船舶検査機構等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願

本法津案は、民事訴公による正側又集手続の
れます。

〔投票終了〕

支給を追加しようとするものであります。

本ほじかた この語綴に全語録にて一節を参照
います。

一層の充実を図るため、公務員または公務員であつて二階級二回昇進するに至つては、

す。
之等の改
抗争の結果を総合して、一
二言

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

あつた者がその職務に關し保管し、または所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務

投票總數
贊成

しました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講

三十 反対 よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

じょうとするものであります。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

本家の賛否について投票ボタンをお押し願います。

を目的として、公文書に係る文書抜印命令制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措

卷之三

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。
す。――これにて投票を終了いたします。

置を講するものとする修正が行われております。委員会におきましては、民事訴訟における刑事事件記録の利用状況、刑事事件関係書類等を文書提出命令の対象から除外した理由、高度の公務秘密文書とインカメラ手続、不起訴事件記録の開示の拡大等について質疑が行われましたが、その詳

○議長（井上裕君） 日程第一三 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一四 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
以上兩案を一括して議題といたします。

報 (号外)

○議長(井上裕君) 日程第一二 民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○日笠勝之君　ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申上し

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

まず、消防法の一部を改正する法律案は、化学会社の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものであります。

次に、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案は、消防団員等による消防または水防の活動に係る環境のさらなる整備を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が行う福祉事業に、消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の

よって、本案は可決されました。(拍手)

弘明

平成十三年六月二十七日

参議院会議録第二十五号 議長の報告事項

審査報告書

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十五日

決算委員長 谷川 秀善
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 平成十一年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であつて、このうち、平成十一年四月六日から平成十二年三月二十一日までの間に使用した金額は百六億五百十三万円余である。

(二) 平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づき、平成十一年五月十八日から平成十二年一月二十二日までの間に経費の増額をした金額は五千六百八十四億四千六十四万円余である。

(三) 平成十一年度一般会計公共事業等予備費の予算額は、五千億円であつて、このうち、平成十一年九月二十九日に使用した金額は四千九百九十九億九千九百九十九万円余である。以上三件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年四月五日

決算委員長 谷川 秀善
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆一千二百八十一億六千四百万円であつて、このうち、平成十一年五月十八日から平成

平成十三年四月五日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

十二年三月三十一日までの間に使用した金額は十三億七千百十三万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年四月五日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年四月五日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十年度会計歳入歳出決算(本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度一般会計歳入歳出決算、平成十年度会計歳入歳出決算(本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆一千二百八十一億六千四百万円であつて、このうち、平成十一年五月十八日から平成

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十一年度各特別会計予備費の予算総額

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

平成十三年五月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

政府は、執行体制の見直しを図るなど不祥事の再発防止に万全を期し、内閣官房報償費の適正かつ厳正な執行に努めるとともに、報償費の在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。

(一) 日本体育・学校健康センターによるスポーツ振興基金助成金及び財團法人日本オリエンピック委員会による民間スポーツ振興費等補助金の事業において、実施されていない事業への支出し、同一事業に対する助成金と補助金の二重払いなどの不当支出が連年にわたり行なわれていたことが、平成十一年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、補助金等の経理の適正化を図るよう、両法人の審査体制に対し改善の指導を行ない、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(二) 財團法人ケーネスデー中小企業経営者福祉機関決算書右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十五日

決算委員長 谷川 秀善
参議院議長 井上 裕殿

政府は、同事業団において、事業目的を逸脱した運営がなされ、同事業団の前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴されるなど、同事業団に対する旧労働省の指導監督が十分徹底していなかつたことは、遺憾である。

政府は、同事業団を始めとする公益法人に対する検査体制の見直し、外部監査の導入等の措置を講じるなど、指導監督を徹底するとともに、今後の公益法人制度の抜本的改革の必要性が指摘されていることを踏まえ、その適正な運営の確保に努めるべきである。

一部が要人外国訪問支援室長の任にあつた外務省職員により私的に利用され、当該職員が詐欺容疑で逮捕・起訴されるに至ったことは言語道断であり、国民の信頼を著しく損なう事態を招いたことは、極めて遺憾である。

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

国税収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額

支払 支払命令済額

政府関係機関決算書

支出決算額

八九、七八一、六九三百万円余
八四、三九一、七九八百万円余
三〇六、四一六、九四六百万円余
二七一、五七九、〇〇〇百万円余

五八、〇四五、三四二百万円余
七、三六〇、九三〇百万円余
四九、九七五、九九二百万円余
七、二九三、二八二百万円余
七、二一五、三五六百万円余

よって要領書を添えて報告する。
平成十三年六月二十五日
参議院議長 井上 裕殿 決算委員長 谷川 秀善
要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、三千百四十七億八千百万円余、減少額は、三千百七十億八千百万円余、減少額は、二十二億八千百万円余である。

これを平成九年度末現在額一兆三百六十億一千六百万円余から減算すると、平成十年度末現在額は一兆三百三十七億三千四百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成十三年六月七日

参議院議長 井上 裕殿

衆議院議長 織賀 民輔

小型船舶の登録等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月七日

参議院議長 井上 裕殿

衆議院議長 織賀 民輔

小型船舶の登録等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録及び測度(第三条・第二十条)

第三章 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施等(第二十一条・第二十四条)

第四章 雜則(第二十五条・第三十二条)

第五章 罰則(第三十四条・第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もって小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「小型船舶」とは、総ト

官報 (号外)

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討をするものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十年度中の一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、七兆八千九百四十二億五千百万円余、減少額は、二兆八千八百九十八億五千百万円余、差引純増加額は、五兆四十三億九千九百三億八百万円余に加算すると、平成十年度末現在額は百兆六千一百四十七億七百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

平成十二年一月二十日

内閣総理大臣 小渕 恵三

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

審査報告書

平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

審査報告書

平成十年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

審査報告書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。

<p

ノン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶(船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)又は日本船舶以外の船舶(本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。)であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。	一 船舶の種類
二 条第一項に規定する漁船	二 船籍港
二 ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟、係留船その他の国土交通省令で定める船舶	三 船舶の長さ、幅及び深さ
第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。	四 総トン数
第四条 登録を受けた小型船舶の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。	五 船体識別番号
第五条 原簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。	六 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式
第六条 登録を受けない小型船舶の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合は、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。	七 所有者の氏名又は名称及び住所
2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合は、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該船舶の総トン数の測度(以下「測度」といふ。)を行い、かつ、次に掲げる事項及び国土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。	八 登録年月日
第十一条 登録小型船舶について所有者の変更があった場合には、新所有者は、その事由があつた場合に、登録登録を行つた場合について準用する。	（登録事項の通知）
第十二条 登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。	（船舶番号の表示の義務）
第十三条 新規登録を受けた小型船舶(以下「登録小型船舶」という。)については、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、変更登録の申請をし、かつ、同項第二号又は第十二条の規定による抹消登録の申請をすべき場合を除く。)には、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣に対し、変更登録の申請をし、かつ、同項第二号又は第七号に掲げる事項のみの変更の場合を除き、当該船舶を提示しなければならない。	（登録事項証明書等）
2 国土交通大臣は、変更登録の申請があつた場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、測度(第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の場合に限る。)及び変更登録を行わなければならない。	2 小型船舶の登録に係る申請書及び第十九条第一項に規定する譲渡証明書その他の添付書類は、当該申請があつた日から五年間保存しなければならない。
3 第七条の規定は、変更登録を行つた場合について準用する。	3 第七条の規定は、移転登録を行つた場合について準用する。
（移転登録）	4 第十条第一項の規定は、抹消登録の申請があつた場合について準用する。
第十一条 登録小型船舶について所有者の変更があつた場合には、新所有者は、その事由があつた場合に、登録登録を行つた小型船舶に係る原簿	（原簿の記録等の保存）

別番号等の打刻がない場合その他国土交通省令で定める場合に限り、これに船体識別番号等の打刻を行うことができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

(打刻の塗抹等の禁止)

第十七条 何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。ただし、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定により打刻を塗抹すべき旨の命令を受けたときは、この限りでない。

(職権による打刻等)

第十八条 国土交通大臣は、小型船舶が次の各号のいずれかに該当するときは、当該船舶の所有者に対し、船体識別番号等の打刻を受け、若しくはその打刻を塗抹すべきことを命じ、又は自ら船体識別番号等を打刻し、若しくはその打刻を塗抹することができる。

一 船体識別番号等の打刻を有しないとき。

二 船体識別番号等の打刻と同一のものであるとき。

三 船体識別番号等の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡証明書)

第十九条 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面(以下「譲渡証明書」という。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

二 船体識別番号

三 推進機関を有するものにあっては、その種類及び型式

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

五 譲渡証明書は、譲渡に係る小型船舶一隻につき、二通以上交付してはならない。

3 小型船舶を譲渡する者は、当該船舶に関する規程(以下「登録測度事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

5 譲渡証明書に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

6 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

7 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

8 譲渡証明書に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

9 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

10 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

11 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

12 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

13 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

14 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

15 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

16 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

17 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

18 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

19 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

20 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

21 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

22 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

23 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

24 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

25 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

26 譲受人は、新規登録又は移転登録の申請をする場合には、申請書に譲渡証明書(前項の規定により交付されたものを含む。)を添付しなければならない。

27 譲受人に交付している譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

登録測度事務に関する規程(以下「登録測度事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請があつたときは、当該船舶に係る登録事項証明書等の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

3 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

4 当該国籍証明書について、その交付又は前回の検認を受けた日から起算して六年を経過する日までに、国土交通大臣の検認を受けなければならぬ。

5 当該船舶について移転登録又は抹消登録を行われたとき。

6 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

7 当該船舶について移転登録又は抹消登録を行われたとき。

8 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

9 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

10 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

11 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

12 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

13 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

14 第二項の規定は、前項第一号の検認の申請があつたときについて準用する。

15 国籍証明書の様式、その交付、書換え、再交付及び検認の申請その他の国籍証明書に関する事項は、国土交通省令で定める。

16 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

17 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

18 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

19 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

20 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

21 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

22 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

23 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

24 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

25 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

こころにより船名を表示しなければ、当該船舶を国際航海(一国の港と他の國の港との間の航海をいう。)に従事させてはならない。

2 国土交通大臣は、国籍証明書の交付の申請があつたときは、当該船舶に係る登録事項証明書等の記載その他の事項を審査して、国籍証明書を交付するものとする。

3 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

4 当該国籍証明書について、その交付又は前回の検認を受けた日から起算して六年を経過する日までに、国土交通大臣の検認を受けなければならぬ。

5 当該船舶について移転登録又は抹消登録を行われたとき。

6 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

7 当該船舶について移転登録又は抹消登録を行われたとき。

8 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

9 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

10 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

11 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

12 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

13 当該船舶の国籍又は船名が変更されたとき。

14 第二項の規定は、前項第一号の検認の申請があつたときについて準用する。

15 国籍証明書の様式、その交付、書換え、再交付及び検認の申請その他の国籍証明書に関する事項は、国土交通省令で定める。

16 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

17 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

18 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

19 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

20 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

21 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

22 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

23 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

24 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

25 国籍証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

必要な限度において、次に掲げる者に対し、小型船舶の所有若しくは業務に関する報告をさせ、又はその職員に、次に掲げる者の事務所その他

の事業場若しくは当該船舶の所在すると認める場所に立ち入り、当該船舶・帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 当該船舶の所有者

二 第十五条第二項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)又は第十六条第一項の規定により届出をした者

三 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員はその身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第一十九条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘査して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘査して国土交通省令で定める額の手数料を国(第一号から第二号までに掲げる者が機関にその申請をする場合には、機関)に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者
二 変更登録、移転登録又は抹消登録を申請する者
三 登録事項証明書等の交付を請求する者
四 国籍証明書の交付、書換え、再交付又は検認を申請する者
五 前項の手数料で機関に認められたものは、機構の収入とする。
(機関がした処分等に係る審査請求)

第二十条 機関が行う登録測度事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年

第三十六条 第三条の規定に違反した者は、六月

以下の徴収又は三十万円以下の罰金に処する。

過料に処する。
(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二十二条及び附則第七条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に航行の用に供している小型船舶(以下「現存船」という。)については、第三条の規定は、次の各号に掲げる船舶

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間は、適用しない。

一 この法律の施行の際現に船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項の規定による船舶検査証書又は同条第二項の規定による定期検査

一号の定期検査、同項第二号の中間検査若しくは同項第三号の臨時検査が開始される日又は施行日から三年を経過した日のいづれか早い日

二 その他の船舶 施行日から三年を経過した

二 前項の規定により測度を行わない場合における第六条第二項第三号及び第四号に掲げる事項の原簿への記載については、国土交通省令で定めるところにより行う。

三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十九条第二項の規定に違反した者

六 第十九条第一項又は第三項の規定に違反して小型船舶を譲渡した者

七 第十九条第一項に規定する譲渡証明書に虚偽の記載をした者

八 第十九条第一項に規定する譲渡証明書に虚偽の記載をした者

九 第十九条第一項の規定に違反した者

十 第二十五条第一項の規定に違反した者

十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百零九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一〇 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百一九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百二十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百三十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百四十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十三 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十四 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十五 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十六 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十七 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十八 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百五十九 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百六十 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百六十一 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一百六十二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

令で定める場合に限り、これに船体識別番号等の打刻を行なうことができる。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による船体識別番号等の打刻について準用する。

3 第二十八条の規定は、前項において準用する

第十五条第二項の規定により届出をした指定整備業者に対する報告徴収及び立入検査について準用する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二項において準用する第十五条第二項の規定による届出をしないで、又は届け出たところに従わないで、船体識別番号等を打刻した者

二 第二項において準用する第十五条第三項の規定による命令に違反した者

三 前項において準用する第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 前項において準用する第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第五条 この法律の施行の際現に現存船の所有者であつた者が行う当該現存船に係る新規登録の申請については、第十九条第四項の規定は、適用しない。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、命令で定める。

第七条 国土交通大臣は、施行日から機構に登録測度事務を行なわせようとするときは、施行日前

においても、施行日から機関が登録測度事務を行なう旨及び機関が登録測度事務を行なう事務所の所在地を官報で公示することができる。

2 前項の公示があつたときは、第二十一条第一項の規定による公示があつたものとみなす。

（合衆国軍隊等の適用除外）

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍並びに日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する国際連合の軍隊には、第三条、第八条、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十五条第一項及び第二十八条の規定は、適用しない。

（船舶法の一部改正）

第九条 船舶法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「規程」の下に「小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第号）及び第二十五条第一項及び第二十八条の四十

ノ定アルモノヲ除クノ外」を加える。

（船舶安全法の一部改正）

第十条 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の二項を加える。

2 小型船舶検査機構は、前項に規定するものほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第号。以下「小型船舶登録法」といふ。）に基づき、登録測度事務を行

うことを目的とする。

第二十五条の二十第一項中「この法律に基づく」を「若しくは小型船舶登録法若しくはこれらの法律に基づく」に、「検査事務規程若しくは」を「検査事務規程」に改め、「に関する規程」の下に「若しくは小型船舶登録法第一二一条第一項に規定する登録測度事務規程」を加える。

第二十五条の二十三第三項中「船舶の堪航性及び人命の安全の保持についての」を「機構の業務に関し」に改める。

第二十五条の二十七第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条の二第一項」に、「行なう」を

「行なう」に改め、同項第五号を削り、同条第一項を次のように改める。

2 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 小型船舶登録法第二十二条第一項に規定する登録測度事務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

二十二十五条の二十七に次の二項を加える。

3 機構は、前二項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

（工場抵当法の一部改正）

第二十五条の四十五中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「第二十五条の二十七第一項」を「第二十五条の二十七」に改め

る。

（工場抵当法の一部改正）

第二十五条の四十五中「各号の一」を「各号の四号」の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「ハ同法」を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第号）」に改め

る。

（工場抵当法の一部改正）

第二十五条の四十五中「各号の一」を「各号の四号」の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「ハ同法」を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第号）」に改め

る。

（工場抵当法の一部改正）

第二十五条の四十五中「各号の一」を「各号の四号」の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「ハ同法」を「又ハ小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第号）」に改め

る。

（工場抵当法の一部改正）

第二十五条の二十一第一項中「この法律に基づく」を「若しくは小型船舶登録法若しくはこれらの法律に基づく」に、「検査事務規程若しくは」を「検査事務規程」に改め、「に関する規程」の下に「若しくは小型船舶登録法第一二一条第一項に規定する登録測度事務規程」を加える。

第二十五条の二十三第三項中「船舶の堪航性及び人命の安全の保持についての」を「機構の業務に関し」に改める。

第二十五条の二十七第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条の二第一項」に、「行なう」を

「船舶」を加える。

（工場抵当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定による改正前の工場抵当法の規定は、この法律の施行の際現に同法第十二条号に掲げるものとして工場財團に属する事務所の登記をした後は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。ただし、当該船舶について次項の規定による工場財團目録の記載の変更の登記を申請しなければならない。

前項の変更の登記の申請書には、当該船舶に係る登記事項証明書等を添付しなければならない。

前項本文の小型船舶の所有者は、当該船舶が新規登録を受けたときは、工場財團目録の記載の変更の登記を申請しなければならない。

前項の変更の登記の申請書には、当該船舶に係る登記事項証明書等を添付しなければならない。

前項本文の小型船舶の所有者は、当該船舶が新規登録を受けたときは、工場財團目録の記載の変更の登記を申請しなければならない。

同条第二項中「又は自動車」を「、自動車又は小型船舶」に改める。道路交通事故事業抵当法の一部改正に伴う経過措置

第十五条 附則第十二条の規定は、この法律の施行の際現に道路交通事業抵当法第四条第五号に掲げるものとして道路交通事業財團に属する小型船舶について準用する。

(自衛隊法の一部改正)

第十六条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第百九条第一項中「及び船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)」を「船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十二年法律第二百六十号)」に改め

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第十七条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

(建設機械をいい)の下に「、小型船舶」を加える。

第二条第三項中「建設機械をいい」の下に「、「小型船舶」とは小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百四十九号)第九条第一項に規定する登録小型船舶をいい」を、「建設機械」の下に「、小型船舶」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第十八条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差押」を「差押え」に、「又は建設機械」を「建設機械又は小型船舶」に改める。

第七十二条の見出しを「(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)に改め、同条第一項中「又は建設機械」を「建設機械又は小型船舶の差押え」に改め、同条第一項中「又は建設機械抵当法」を「建設機械抵当法」に改める。

は小型船舶の差押え」に改め、同条第一項中「又は建設機械抵当法」を「建設機械抵当法」に改め、「の差押に」を「又は小型船舶の登録等に関

する法律(平成十三年法律第二百六十号)の規定により登録を受けた小型船舶(以下「小型船舶」という)の差押えに」に、「差押の」を「差押えの」に改め、同条第二項中「又は建設機械の差押」を

「建設機械又は小型船舶の差押え」に改め、同条第三項中「又は建設機械を差し押えた」を「建設機械又は小型船舶を引渡し」に改め、同条第四項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第五項中「自動車又は建設機械」を「自動車、建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第六項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第七項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第八項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第九項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第十項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第十一項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第十二項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第十三項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第十四項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第十五項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第十六項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第十七項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第十八項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第十九項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二十項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第二十一項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二十二項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第二十三項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二十四項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第二十五項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二十六項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第二十七項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二十八項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第二十九項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三十項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第三十一項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三十二項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第三十三項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三十四項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第三十五項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三十六項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第三十七項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三十八項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第三十九項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四十項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第四十一項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四十二項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第四十三項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四十四項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

条第四十五項中「又は建設機械を差し押された」を「建設機械又は小型船舶を差し押された」に、「差し押された」に改め、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四十六項中「又は建設機械を建設機械又は小型船舶に改め、同

審査報告書

民事訴訟法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月二十六日

参議院議長 井上 裕殿 法務委員長 日笠 勝之

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であつた者がその職務に関し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、私文書の場合においても提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとするとともに、除外された文書に該当するかどうかを裁判所が判断するものとし、その判断のための手続としていわゆるインカメラ手続を設ける等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、附則第三項の検討に当たつては、民事訴訟における公文書の利用の一層の充実を図る観点から行い、特に刑事案件関係書類等については、捜査、公判及び裁判確定の各段階ごとに異なる文書開示制度の趣旨を念頭に置きつつ、民事訴訟における証拠としての必要性に配慮した制度となるよう検討すべきである。

右決議する。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

消防法の一部を改正する法律案 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律案 沿組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

一
八

所、貯蔵所若しくは取扱所で、新たに新法第十一項の規定による許可を受けなければならぬこととなるものについては、施行日から起算して六月間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

の規定による許可又は旧法第十一條の四の規定による届出に係る同條に規定する指定数量の倍数を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

平成十三年六月七日

経過措置の規定を整備する等所要の措置を
ようとするものであり、妥当な措置と認め
なれど、別紙の附帯決議を行った。

第四条 施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十一条第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、施行日から起算

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による」とされると場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

する法律の一部を改正する法律
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

して六月以内において新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 附則第一二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定

第三十三条第三項中「事業」の下に「及び消防団員等がその所有する自動車又は原動機付自転車(消防車等に損害を受けた場合の見舞金の支給)を加える。

年三月十六日の閣議決定を踏まえ、財政専門会議の意見を参考に、
拡大と共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本として、一元化に向けた取組の積極的な推進を図ることとともに、そのための方策についての検討は、二十一世紀初頭の間に結論が得られるよう、検討を進めます。

日本においてこの条において「一部施行日」といふのは前日ににおいて現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行

審査報告書
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

防団等の所有する自動車又は原動機付自動車に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この項において「自動車等」という。)を消防団又は水防団の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を加える。

二、被用者年金制度の一元化に当たっては、被用者年金各制度の財政状況等について、適時適切な情報の開示を行うとともに、具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証を行うこと。

日から起算して三月以内にその旨を同条第一項に規定する市町村長等(以下「市町村長等」という。)に届け出なければならない。ただし、次項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

た。よって要領書を添えて報告する。
平成十三年六月二十六日

附 則
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

² 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、引き続き新法第九条の三に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとするものは、一部施行令から算起算

一、委員会の決定の理由
要領書

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

て三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。
前項の規定による届出があった場合において、旧法第十一
条第一項の規定による許可是、新法第十一
条第一項の規定による許可とみなす。

等の福祉の増進を図るために行うように努めるべき事業に、消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を追加しようとするものであって、妥当な措置と認める。

平成十二年六月二十六日

第六条 施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條の四に規定する指定数量の倍数が旧法第十一條第一項

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
田中貢

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決一
こ。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月十四日

<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律</p> <p>(農林漁業団体職員共済組合法等の廃止)</p> <p>第一条 次に掲げる法律は、廃止する。</p> <p>一 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)</p> <p>二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)</p> <p>三 昭和六十二年度及び昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十一年法律第七十三号)</p> <p>(厚生年金保険法の一一部改正)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>二 条款第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法の一部改正による改正前の農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十七号)をいう。</p> <p>四 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 廃止前農林共済法 第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十四号。以下「平成十二年農林共済改正法」という。)第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。</p> <p>二 旧農林共済法 平成十二年農林共済改正法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。</p> <p>三 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十七号)をいう。</p> <p>四 昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十七号)をいう。</p> <p>五 旧制度農林共済法 昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。</p> <p>六 旧制度農林共済法 昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。</p> <p>七 旧農林共済組合員期間 廃止前農林共済法</p>	<p>それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>附則第十八条第一項及び第二十三条の一中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>二 条款第一項及び第二項の規定により厚生年金保険法の一部改正による改正前の農林漁業団体職員共済組合の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 退職共済年金 旧農林共済法による退職共済年金(附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による退職共済年金を含む。)をいう。</p> <p>二 退職共済年金 又は遺族共済年金 それぞれ旧農林共済法による障害共済年金又は遺族共済年金をいう。</p> <p>三 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それぞれ旧制度農林共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。</p> <p>(厚生年金保険法の一一部改正に伴う経過措置)</p> <p>三 第三条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部改正による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。</p> <p>(厚生年金保険法の一一部改正に伴う経過措置)</p> <p>三 第三条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第一項及び第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで並びに第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。</p> <p>(厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置)</p> <p>四 第四条 昭和七年四月一日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧農林共済組合の組合員であった者であって、施行日ににおいて農林漁業団体等廃止前農林共済法第一条第一項各号に掲げる法律若しくは法律の規定に基</p> <p>第一条第一項に規定する農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林共済組合」という。)の組合員であった者の当該組合員であった期間(旧農林共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間を含む。)をいう。</p> <p>二 この条から附則第四十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 退職共済年金 旧農林共済法による退職共済年金(附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による退職共済年金を含む。)をいう。</p> <p>二 退職共済年金 又は遺族共済年金 それぞれ旧農林共済法による障害共済年金又は遺族共済年金をいう。</p> <p>三 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それぞれ旧制度農林共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。</p> <p>(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)</p> <p>四 第六条 旧農林共済組合員期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。</p> <p>一 旧農林共済法附則第十八条の二の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその後の脱退一時金の算定の基礎となつた期間</p> <p>二 旧制度農林共済法第三十八条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその後の脱退一時金の算定の基礎となつた期間</p> <p>三 旧制度農林共済法附則第五十三条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその後の脱退一時金の算定の基礎となつた期間</p> <p>四 その他前三号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの</p> <p>五 第七条 旧農林共済組合員期間を有する者について、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第五項第四号の二及び第七号の二の規定を適用する場合には、これらの規定中「第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間」とあるのは、</p>
---	--

求した者に同項の障害厚生年金を支給する。

は、これらの者については、同法第六十五条の二の規定は、適用しない。

施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害(旧農林共済組合員期間中の傷病による障害に限る)について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族厚生年金の支給要件の特例)

(厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)
第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第八十二条第四項の規定の適用については保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第一項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。
第十五条 旧農林共済組合員期間を有する者が次

の各号のいずれかに該当する者であるときは、
廃止前農林共済法中退職共済年金の支給要件に
関する規定及び退職共済年金の支給要件に関する規定

る規定であつてこの法律によつて廢止され、廢止されたものとされ、又は撤回されたその他の

法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前支給要件

規定」という。(は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、廃止前

支給要件規定の適用に關し必要な技術的説明書その他廃止前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において旧農林共済法附則第七条又は第十三条の規定による退職共済年金

二 施行日の前日において厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有していた者

三 施行日の前日において附則第十条第三項第
一項の規定に依る場合に付則第十条第三項第
二項の規定による取扱いを受けることとし、
前号に掲げる者を除く。)

一号に掲げる者であつて施行日以後同項ただし書の規定による社会保険庁長官への申出を

(移行年金給付)
しないもの(前二項に掲げる者を除く)

平成十三年六月二十七日 参議院会議録第三十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律案

				(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む)については、第四項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的説替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第一項 附則第三十四	附則第二項 附則第三十条	附則第二十一条 合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額	2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第五項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む)。
月数を乗じて得た額	相当する額	政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額	3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。
月数を乗じて得た額	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額	4 第一項に規定する年金である給付(以下「移行農林共済年金」という)については、廃止前農林共済法第三十七条规定第一項第一号、第四十二条第一項第一号、第二項第一号及び第四项、第四十五条第二項ただし書、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の四、第四十五条の六、第四十七条第一項第一号ロ及び第一号ロ、第二項第一号並びに第三項、第五十二条の一、第五十三条第二項及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第九条の二第一項及び第三項、第十二条の二第一項、第十二条の三第二項及び第四項並びに附則第十三条第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項においてその例によるものとされた場合を含む)並びに附則第十八条、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七条、第十四条第二項、第十七条第一項から第十四項まで、第十八条及び第二十八条並びに平成六年農林共済改正法附則第六条の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む)は、適用しない。
月数を乗じて得た額	相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額	5 第二項の規定による年金である給付(以下「移行農林年金」という)については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。

び第三項並びに第五十条第一項及び第三項(廢止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十一条(第一項において準用する場合を含む。)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、適用しない。

十五年四月一日以後の継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る)の額の算定及びその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前項に規定するもののほか、移行農林年金のうち障害年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十九条第一項の規定（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。

二 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額は、廃止前農林共済法第二十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月一日以前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の月数で除して得た額とする。

一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間に、厚生年金保険法附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期

15 十五年四月一日以後の継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の額の算定及びその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

14 厚生年金保険法第三十四条の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金について準用する。

15 移行農林共済年金及び移行農林年金に関する、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)又は同法第五条第一項各号に掲げる法律の支給の停止に関する規定、資料の提供に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替えは、政令で定める。

16 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保険法第七十七条、第九十一条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第一百条の二の規定の適用についてはこれららの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八条、第九十条第一項及び第四項、第九十二条第一項並びに第一百条第一項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する保険給付とみなす。

間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額前項の平均標準給与月額を算定する場合においては、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額(その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円)を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額とみなす。

移行農林共済年金のうち退職共済年金(平成

11 厚生年金保険法第三十四条の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金について準用する。

12 移行農林共済年金及び移行農林年金に關し、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)又は同法第五条第一項各号に掲げる法律の支給の停止に関する規定、資料の提供に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替えは、政令で定める。

13 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保險法第七十七条、第九十二条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第一百条の二の規定の適用についてはこれららの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八条、第九十条第一項及び第四項、第九十二条第一項並びに第一百条第一項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する保険給付とみなす。

14 移行農林共済年金及び移行農林年金を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第七十八条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十八条第三項及び第四項並びに第一百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

(退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱い)

第十七条 前条第一項及び第二項の規定によりなほその効力を有するものとされた廢止前昭和六十一年農林共済改正法(以下単に「廢止前昭和六十一年農林共済改正法」という。)附則第十七条第一項の規定は、移行農林年金のうち通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金(旧農林共済組合員期間をその十五年四月一日以後の継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の額の算定及びその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

3
第一項の規定によりなお存続するものとされ
組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する
退職共済年金、

二四

退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金

と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

存続組合は、移行農林共済年金及び移行農林年金の支給に関する義務を免れる。

前項の規定により存続組合が解散した場合にて終了したときににおいて解散する。

における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

(役員)
第二十六条 存続組合に、役員として理事長一

人、理事若干人及び監事二人を置く。

理事は、理事長が、農林水産大臣の認可を受ける。

4 理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任
期は二年とする。

期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができる。
役員は、その職を辞し、又はその任期が満了

しても、後任の役員が就任するまでの間は、な
おその職務を行う。

理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣がこれらの役員

としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

農林水産大臣又は理事長は、それぞれの任命
に係る委員会の各号のハザレハニ該当する二

に係る役員か次の各長のいずれかは該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することができる。

二 認められるとき。 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
存続組合は、役員が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(役員の任期に関する経過措置)

第二十七条 施行日の前日において旧農林共済組合の役員である者の任期は、その日に満了する。

(旧農林共済組合の掛金の徴収等に関する経過措置)

第二十八条 旧農林共済組合に係る掛金及び特別掛金に係る掛金の徴収並びに当該掛金及び特別掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛け金及び特別掛け金の還付についても、同様とする。

この法律の施行の際現に存する旧農林共済法第五十九条に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(審査請求及び審査会の委員に関する経過措置)

第二十九条 旧農林共済組合がした旧農林共済法第六十六条第一項に規定する決定、徴収、処分、確認又は診査に係る同項の審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

二 施行日の前日において旧農林共済法第六十三条第一項に規定する審査会(以下この条において「旧農林共済組合審査会」という。)の委員である者のうち組合員を代表する者は、別に辞令を用いないで、施行日に存続組合の審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

三 前項の規定により委嘱されたものとみなされる存続組合の審査会の委員の任期は、附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廢止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかるべき期間と同一の期間とする。

4 施行日の前日において旧農林共済組合審査会の委員である者のうち組合員を代表する者の任期は、附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廢止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかるべく、その措置

の委員である者のうち組合員を代表する者の任期は、附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廢止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかるべき期間と同一の期間とする。

(特例年金給付に係る平均給与月額)

第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日以前の期間及び沖縄農林共済通算期間を除く。以下この項目において同じ。)の月数で除して得た額とする。

一 昭和六十一年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十一年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

3 附則第十六条第九項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。

(特例退職共済年金の支給)

二 施行日の前日において退職共済年金を受ける権利を有していた者については、当該退職共済年金の額の算定の基礎となつて特例退職共済年金の額の算定の基礎となつているものに限る。の月数(一年以上の旧農林共済組合員期間を有しない場合は、零)を乗じて得た額

4 附則第十六条第九項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者その他これに準ずる者として政令で定めるもの(以下「移行厚生年金被保険者」という。)である特例退職共済年金の受給権者(施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満である者に限る。)が、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときには、当該退職共済年金の額を控除した額とする。

5 附則第十四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者その他これに準ずる者として政令で定めるもの(以下「移行厚生年金被保険者」という。)である特例退職共済年金の受給権者(施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満である者に限る。)が、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときには、当該退職共済年金の額を控除した額とする。

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

一 旧農林共済組合員期間が二十年以上ある者平均給与月額の千分の一・四二五(廢止前昭和六十一年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる

年金を支給する。

2 特例退職共済年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する

第十九条(その受給権者の当該傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあっては、百分の二十八・五)に相当する額(第三項の規定によりその額が算定される特例障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあっては、政令で定める額)の支給を停止する。

7 廃止前農林共済法第四十五条の三第三項本文及び第四十五条の五の規定は、特例障害共済年金について準用する。

(特例遺族共済年金の支給)

第三十七条 施行日の前日において遺族共済年金を受ける権利を有していた者については、当該遺族共済年金の額の算定の基礎となっている旧農林共済組合員期間を基礎として特例遺族共済年金を支給する。

2 特例遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧農林共済法第四十七条第一項第一号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 平均給与月額の千分の一・四二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。

二 旧農林共済法第四十七条第一項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 平均給与月額の千分の一・四二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。

3 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の一・七一三(当該遺族共済年金に係る組合員であった者が廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに別表第一の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合)に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。

三 旧農林共済法第四十七条第一項の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金(第五項において「職務等による特例遺族共済年金」という) 平均給与月額の千分の一・一〇六(当該遺族共済年金が旧農林共済法第四十六条第一項第四号に該当することにより支給されていたものであるときは、旧農林共済組合の組合員であつた者が、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合。第五項において同じ。)に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の千分の一・一〇六に相当する額とする。

4 旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎兒であった子が施行日以後出生した場合において、その者が遺族共済年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に特例遺族共済年金を支給する。

5 職務等による特例遺族共済年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、その額のうち、その算定の基礎となつている平均給与月額の千分の一・一〇六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前農林共済法第四十九条、第五十条、第五十二条及び附則第十五条の規定は、特例遺族共済年金について準用する。

(特例退職年金の支給)

第三十八条 施行日の前日において退職年金を受ける権利を有していた者については、当該退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

4 昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により算定された特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額とす

る。

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

6 附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法(以下「廃止前旧制度農林共済法」という)附則第十

(号外)

条第一項の規定が適用される退職年金の受給権者に支給する特例退職年金については、同項の規定により読み替えて適用される廃止前旧制度農林共済法第三十六条第一項ただし書に規定する年齢に満たない間は、その支給を停止する。
7 特例退職年金の受給権者が廃止前旧制度農林共済法別表第一の上欄に掲げる程度の障害の状態となつたときは、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、その状態にある間は、その支給の停止は行わない。
8 特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。
9 移行厚生年金被保険者である特例退職年金の受給権者であつて政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず、当該特例退職年金のうち政令で定める部分に限り、その支給の停止は行わない。
10 特例退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。 (特例減額退職年金の支給)
第三十九条 施行日の前日において減額退職年金を受ける権利を有していた者については、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつている旧農林共済組合員期間を基礎として特例減額退職年金を支給する。
2 特例減額退職年金の額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。
二 前号に規定する減額退職年金を支給しない利を有していた減額退職年金の額
かつたとしたならば施行日の前日において支給されているべき退職年金の額
3 前項の規定により算定した額
4 前条第四項及び第五項の規定は、昭和六十年農林共済改正法附則第五十一条第一項の規定により算定した額とあるのは、「算定した額(当該特例減額退職年金に係る減額退職年金が昭和六十一年四月一日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額)」と読み替えるものとする。
5 特例退職年金の受給権者が施行日以後、廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十二条第一項の規定により減額退職年金の受給権を取得したときは、特例減額退職年金を支給する。
6 前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定する特例退職年金の額から、その額に、当該特例退職年金の支給を開始すべき年齢と当該特例減額退職年金の支給を開始する月の前月の末におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四(その者が昭和六十一年農林共済改正法附則第三十二条第一項第五号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第一の上欄の一級に該当する者にあっては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあっては百分の百とす)の一級に該当する者にあっては百分の百とす)に相当する割合(その者が昭和六十一年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第一の上欄の一級に該当する者にあっては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあっては百分の百とす)の一級に該当する者にあっては百分の百とす)に相当する年数一年につき百分の四(その者が昭和六十一年農林共済改正法附則第三十二条第一項第五号に掲げる者であるときは、保険料率を乗じて得た額を控除した額とする。
7 前条第八項から第十項までの規定は、特例減額退職年金について準用する。
三 前号に規定する退職年金について前条第一項の規定により算定した額
4 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。
二 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額

において同じ。)を加算した額とする。ただし、

特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者にあっては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあっては百分の七十八・二五とする)に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

旧制度農林共済法第三十九条第一項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)以下「昭和三十九年改正法」という。)附則第十二条第一項及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金(昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害年金を含む)を受ける権利を有している者に対する支給する特例障害年金(第六項において「職務によらない特例障害年金」といいう。)の額は、廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十に相当する額に百十分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の九十七・二五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百十分の十を乗じて得た額とする。

前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないとときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

二 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に
係る傷病について、労働基準法第七十七条の規
定による障害補償が行われることとなつたとき
は六年間、労働者災害補償保険法の規定による
障害補償年金又は傷病補償年金が支給されるこ
ととなつたときはこれららの保険給付が行われる
間、当該職務による特例障害年金の額のうち、
その算定の基礎となつてている施行日前平均標準
給与年額の百分の九・五に相当する額の支給を
停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及
び第四項の規定は、職務によらない特例障害年
金の支給の停止について準用する。

7 特例障害年金の額は、当該特例障害年金と同
一の給付事由に基づいて支給される障害年金の額
が、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第
三十六条第一項の規定により改定されたとき
は、その改定された後の障害の程度に応じて、
その特例障害年金の額を改定する。

8 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十
六条第一項の規定は、特例障害年金について準
用する。

(特例遺族年金の支給)

9 第四十二条 施行日の前日において遺族年金を受
ける権利を有していた者については、当該遺族
年金の額の算定の基礎となつている旧農林共済
組合員期間を基礎として特例遺族年金を支給す
る。

10 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の
規定による遺族年金を受ける権利を有していた
者に支給する特例遺族年金(第八項において「職
務による特例遺族年金」という。)の額は、施行
日の前日における昭和六十年農林共済改正法附
則第三十八条第一号に定める額から施行日前平
均標準給与年額の百分の十九に相当する額を控
除した額に百十分の十を乗じて得た額に施行日
前平均標準給与年額の百分の十九に相当する額

を加算した額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給与年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百十分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の十九を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金を受けける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第一項第四号の規定による遺族年金を受けける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されたいた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百十分の十を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一 昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年四月一 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一 昭和三十六年四月一日以後に生まれた者	昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一 昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年四月一 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一 昭和三十六年四月一日以後に生まれた者	昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一 昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年四月一 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一 昭和三十六年四月一日以後に生まれた者	昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	昭和二十八年四月一日から昭和三十年四月一 昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一 昭和三十二年四月一日から昭和三十四年四月一 昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一 昭和三十六年四月一日以後に生まれた者
（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）	（特例通算遺族年金の支給）
第43条 施行日の前日において通算遺族年金を受ける者	第43条 施行日の前日において通算遺族年金を受ける者						

- | | |
|----|---|
| 2 | 廢止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一
条第三項及び第十二条の規定は、前項の特例老
齢農林年金の支給について準用する。 |
| 3 | 特例老齢農林年金の額は、次の各号に掲げる額
者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
とする。 |
| 4 | 一 特例老齢農林年金の受給権を取得した日に
における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年
金期間を合算した期間が二十年以上である
者 平均給与月額の千分の一・四・五(廢止
前昭和六十年農林共済改正法附則別表第一の
第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる
者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合
(特定受給権者にあっては、千分の一・四・五(廢止
前昭和六十年農林共済改正法附則別表第一の
第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる
月数を乗じて得た額) |
| 5 | 二 特例老齢農林年金の受給権を取得した日に
における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年
金期間を合算した期間が二十年未満である
者 平均給与月額の千分の一〇・七一三(廢止
前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の
第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる
割合(特定受給権者にあっては、千分の一〇・二三
八)に相当する額に旧農林共済組合員期間の
月数を乗じて得た額) |
| 6 | 特例通算退職年金の受給権者(施行日の前日
において厚生年金保険法による老齢厚生年金を
受ける権利を有する者を除く。)が、施行日以後
同法による老齢厚生年金の支給を受けることと
なったときは、特例老齢農林年金を支給する。
ただし、その者が六十歳に満たない間は、その
支給を停止する。 |
| 7 | 前項の場合においては、当該特例通算退職年
金は支給しない。 |
| 8 | 第六項の規定による特例老齢農林年金の額
が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を
控除した額より少ないとときは、当該控除した額
を特例老齢農林年金の額とする。 |
| 9 | 昭和六十一年三月三十一日において受ける
権利を有していた通算退職年金の額(施行日
以後老齢基礎年金の支給を受けることとなっ
たときは、老齢基礎年金のうち旧農林共
済組合員期間に係るものとして支給される額
に相当する額として政令で定めるところによ
り算定した額を控除した額) |
| 10 | 二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定し
た厚生年金保険法による老齢厚生年金の額
(同法第四十四条第一項の規定により加給年
金額が加算されているときは、当該加給年金
額を控除した額) |
| 11 | 附則第三十八条第八項本文及び第十項の規定
は、特例老齢農林年金について準用する。 |
| 12 | 第一条の規定は、第一項の特例老齢農林年金
の支給について準用する。 |
| 13 | 四 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三
条第一項の規定は、第一項の特例老齢農林年金
の支給について準用する。 |
| 14 | 五 移行厚生年金被保険者である特例老齢農林年
金の受給権者(その権利を取得した當時、旧農
林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算
した期間(以下この項において「合算期間」とい
う。)が二十年未満であった者に限る。)が、厚生
年金保険の被保険者の資格を喪失したとき(合
算期間が二十年以上である場合は、当該特例老
齢農林年金の額を第三項第一号の規定の例によ
り算定した額に改定する。 |
| 15 | 六 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額
(附則第十六条第八項及び第九項に規定する平 |
| 16 | 均標準給与月額をいう。次条第二項において同
じ。)の千分の七・一二五に相当する額に旧農林
共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満で
あるときは、三百)を乗じて得た額(障害の程度
が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する
障害等級の一級に該当する者にあっては、その
額の百分の百二十五に相当する額)とする。 |
| 17 | 三 厚生年金保険法第三十四条及び第五十条の二
の規定は、特例障害農林年金について準用す
る。 |
| 18 | 四 廃止前農林共済法第二十三条の二及び廃止前
昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の
適用については、特例障害農林年金を障害共済
年金とみなすほか、特例障害農林年金に関し、
国民年金法第二十条その他これららの規定に相
當する併給の調整に関する規定であつて政令で定
めるものを適用する場合において必要な事項
は、政令で定める。 |
| 19 | 五 前各項に定めるものほか、障害の程度が減
退又は増進した場合における額の改定その他特
例障害農林年金の支給に関し必要な事項は、政
令で定める。 |
| 20 | 六 特例障害農林年金の支給に關し必要な事項は、政
令で定める。 |
| 21 | 七 第四十六条 旧農林共済組合の組合員であつた者
が次の各号のいずれかに該当するときは、その
者の遺族に特例遺族農林年金を支給する。
一 移行厚生年金被保険者が死亡した場合で
あって、厚生年金保険法第五十八条第一項た
だし書(昭和六十年国民年金等改正法附則第
六十四条第二項の規定により読み替えて適用
される場合を含む。次号において同じ。)に該
当するとき。 |
| 22 | 八 第四十七条 特例一時金は、旧農林共済組合員期
間を有する者が次の各号のいずれかに該当する
ときに、その者に支給する。
一 旧農林共済組合員期間が一年以上二十年未
満である者(昭和六十一年三月三十一日にお
いて旧農林共済組合の組合員であつた者で同
年四月一日以後引き続き組合員であつたもの
又は同日前に退職した者に限る。)が、六十歳
に達した場合において、その者の請求があつ
たとき。ただし、その者が特例年金給付(特
例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算
族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給
権者であるときは、この限りでない。 |
| 23 | 九 昭和四十四年度以後における農林漁業団体 |

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)第一条の規定による改正前八条第二項の退職一時金を受けた者が六十歳に達した場合において、その者の請求があったとき。ただし、その者が特例年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族林年金を除く)の受給権者であるときは、この限りでない。

特例一時金の額は、次の各号に掲げる特例一時金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の規定による特例一時金　旧制度林共済法第三十八条第二項から第四項までの規定の例により算定した額

二 前項第二号の規定による特例一時金　昭和五十四年改正前の農林共済法第三十八条の二第二項から第四項までの規定の例により算定した額

(支給の特例)

第四十八条 特例年金給付(特例障害共済年金、特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く)の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。
(届出等)

第四十九条 特例年金給付の受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、存続組合に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 受給権者が、正当な理由がなくして、前項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を

提出しないときは、特例年金給付の支払を一時差し止めることができる。

ものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該年金たる給付の額とみなす。

る年金たる保険給付の受給権を有することとなつた者が第二項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法

戸籍法(昭和二十一年法律第二百一十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を存続組合に届け出なければならない。
(政令への委任)

3 退職一時金等の支給を受けた者であつて、施行日以後において特例退職共済年金その他の政令で定める年金(以下この条において「特例退職共済年金等」という。)を受ける権利を取得した者は(次項及び第五項において「施行日以後返還遺

による年金たる保険給付に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第一項第一号及び第四項第一号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額

たとき。ただし、その者が特例年金給付特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く)の受給権者であるときは、この限りでない。

定めるもののほか、特例年金給付及び特例一時金に関する必要な事項は、政令で定める。
(退職一時金等の返還に関する経過措置)

務者」という。は、当該退職一時金等の額に利子に相当する額をえた額(次項及び第五項において「退職一時金返還額」という。)を当該特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割

(以下この項において「保険給付支払額」といいう。)からその年中に返還した返還額(当該返還額に係る移行農林共済年金若しくは移行農林年金又は特例年金給付(以下この項において「特例年金給付等」という。)がその年中に支払われた

時金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

の一時金とみなされた給付を含み、政令で定めるものを除く。以下この条において「退職一時金等」という。の支給を受けた特例年金給付の受給権者であつて、施行日前において旧農林共済法附則第十六条第一項若しくは第十七条又は

4 して、存続組合に返還しなければならない。
施行日以後返還義務者は、前項の規定にかかる
わらず、退職一時金返還額に相当する額を特例
退職共済年金その他の政令で定める年金(次項
において「空余対象持列員歳共済年金等」とい

場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当

二 前項第二号の規定による特例一時金 昭和五十四年改正前の農林共済法第三十八条の二 第二項から第四項までの規定の例により算定した額

昭和六十一年農林共済改正法附則第五十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該退職一時金等として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項に従つて「退職一時金等」といふ。)と区別す

特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、存続組合に申し出ることができる。

該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもつて、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。

第四十八条 特例年金給付(特例障害共済年金、特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く)の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれ

おいて返還一時金の返済等」として、これを返還すべき者(次項において「施行日前返還義務者」という)が、旧農林共済法附則第十六条第二項(旧農林共済法附則第十七条において準用する場合を含む)又は昭和六十年農林共済改正法附

前項の日における場合においては、前項の日以後返還義務者に係る退職一時金返還額に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、控除対象特例退職共済年金等の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うこととする。

(企業年金基金の業務の受託)

らの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができること等の届出等)

則第五十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申出(次項において「控除返還の申出」という。)をしなかつた場合における退職一時金等の返還については、なお従前の例による。

とかけるものとする。この場合においてはその控除後の額をもって、控除対象特例退職共済年金等の額とみなす。

2 産省令で定めるところにより、存続組合に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

受給権者が、正当な理由がなくして、前項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を

2 施行日前に控除返還の申出があつた場合における施行日前返還義務者に係る退職一時金支給額等に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、特例年金給付その他の政令で定める年金たる給付の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができる

7
附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法によるものとし、その利率は、政令で定める。

合法等を廃止する

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律案

三

附則第十九条第四項第二号	日本私立学校振興・共済事業団をいう	附則第十八条第一項	日本私立学校振興・共済事業団をいう	第五十五条前二条の場合における国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第三条の二の規定の適用については、同条第一項中「以下「年金保険者たる共済組合等」という。」から「あるのは(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二号)。以下この条において「平成十三年統合法」という。)附則第一十五
附則第十九条第三項	組合員の合計額	附則第十九条第一項	合計額	第五十六条平成十四年度における厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により拠出金を納付するものとされた年金保険者たる共済組合等が納付する拠出金について同条から附則第二十三条の二までの規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句による読み替えるものとする。
算定した額	算定した額	組合員の合計額	合計額	日本私立学校振興・共済事業団をい い、厚生年金保険制度及び農林漁業団を 体職員共済組合法度の統合を図るために 廢止する等の法律(平成十三年法律第二 号)。以下「平成十三年統合法」とい う。)附則第一十五第二項に規定する存 続組合(以下単に「存続組合」とい う)を含む

附則第二十三条の二

日本私立学校振興・共済事業団をいう

日本私立学校振興・共済事業団をい体職員厚生年金保険制度及び農林漁業団体組合制度の統合を図るため農林漁業団体職員共済組合制度及び農林漁業団体職員共済組合制度廃止する等の法律(平成十三年法律第号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合を含む

(農林漁業団体等に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)
第五十九条 政令で定める日までの間、農林漁業団体等及び農林漁業団体等に使用される被保険者に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条

適用事業所

者について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

農林漁業団体等の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合制度廃止する等の法律(平成十三年法律第号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合を含む

(存続組合に係る費用の負担)

第五十七条 存続組合は、附則第二十五条第三項各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法第一条に規定する法人であるもの及び施行日以後同条に規定する法人から権利義務を承継した法人のうち政令で定めるもの並びに存続組合(以下「旧農林漁業団体等」と総称する。)から、毎月特例業務負担金を徴収する。

2 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等に使用される職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額の総額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合は、存続組合の定款で定める。

3 旧農林漁業団体等は、第一項の規定により負担する毎月の特例業務負担金を、翌月の末日までに納付しなければならない。

4 厚生年金保険法第八十五条(第一号二、第三号及び第四号を除く。)、第八十六条、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律(平成十三年法律第号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と読み替えるものとする。

5 存続組合は、前項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
6 前各項に定めるもののほか、特例業務負担金の納付について必要な事項は、政令で定める。(国の補助)

第五十八条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、特例年金給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。
一 昭和三十六年四月一日前の旧農林共済組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国は、予算の範囲内において、存続組合の事務に要する費用の一部を補助することができるので定めるところにより、存続組合に交付しなければならない。

3 国は、前二項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、存続組合に交付しなければならない。

官 報 (号外)

第八十二条第三項	事業所又は船舶	事業所若しくは船舶又は農林漁業団体
第八十四条	事業主	事業主又は農林漁業団体等
第八十五条第二号	被保険者の使用される事業所	農林漁業団体等
第九十八条第一項	社会保険庁長官	存続組合
第九十九条第二項及び	事業主	農林漁業団体等
第一百条第一項	事業主	存続組合
第一百一条第一項	事業主	農林漁業団体等若しくは存続組合
第一百三条及び第一百五条	事業主	農林漁業団体等若しくは存続組合
附則第四条の三第一項	適用事業所	農林漁業団体等若しくは存続組合
附則第四条の三第三項	事業主	農林漁業団体等若しくは存続組合
附則第四条の三第七項	その者の事業主	存続組合(第五号に該当する場合にあつては、農林漁業団体等又は存続組合)
附則第四条の三第八項	事業主	存続組合

2 厚生年金保険法第八十三条第一項及び第八十
六条から第八十九条までの規定は、前項の規定

により読み替えて適用される同法第八十二条第
二項の規定により存続組合が農林漁業団体等か
ら保険料の額に相当する金額を徴収する場合に
ついて準用する。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の規定
により農林漁業団体等及び農林漁業団体等に使
用される被保険者について厚生年金保険法の規
定を適用する場合において必要な事項は、政令
で定める。

(存続組合に行わせる事務)

第六十条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、政
令で定める日までの間、厚生年金保険法第九十
八条の規定による届出の受理に関する事務その
他の事務であつて厚生労働省令で定めるもの及
び附則第六条の規定により厚生年金保険の被保
険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合
員期間を算定の基礎とする同法による年金たる
保険給付に係る事務のうち厚生労働省令で定め
るものを行わせるものとする。

四 厚生年金保険の管掌者たる政府は、政令で定

める日までの間、附則第十六条第三項の規定に
より厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する
ものとされた年金である給付に関する事務のう
ち厚生労働省令で定めるものを存続組合に行わ
せるものとする。

(実施規定)

第六十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に必要な細則は、主務省令で定める。

2 前項における主務省令は、政令で定める。

(罰則)

第六十二条 附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(次条及び附則第六十四条において単に「廃止前農林共済法」という。)第七十四条第一項又は第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第六十八条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号を削り、同条第八項中

「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、存続組合の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 廃止前農林共済法第五条の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

二 この法律又は存続組合の定款に規定する業

務以外の業務を行つたとき。

三 廃止前農林共済法第六十九条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 廃止前農林共済法第七十条第一項の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 廃止前農林共済法第七十三条の規定による農林水産大臣の監督上の命令に違反したと反して、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第六十四条 廃止前農林共済法第六条の規定に違反したと

又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、十万

円以下の過料に処する。

組合法第八十四条若しくは第八十五条若しくは

農林漁業団体職員共済組合法第三十九条若しくは

第四十条を「若しくは地方公務員等共済組合

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 前条の規定による改正後の昭和六十一年国民年金等改正法(以下この条において「新法」という)附則第八条第一項及び第四十八条第七項の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した場合(旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除く。)について準用する。

2 新法附則第十一条第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される

旧国民年金法による年金たる給付(同条第二項に規定する旧国民年金法による年金たる給付をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前の月分として支給される旧国民年金法による年金たる給付(同条第二項に規定する旧国民年金法による年金たる給付をいう。以下この項において同じ。)について適用

金法による年金たる給付については、なお從前

の例による。

3 旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した

場合(旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除く。)における当該旧農林共済組合員期間は、新法附則第十二条第一項第二号及び第三号の規定の適用については、新法附則

第八条第二項各号に掲げる期間に算入しない。

4 新法附則第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、移行農林共済年金のうち退職共済年金を新法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金と、移行農林共済年金のうち障害共済年金を同項第一号に規定する障害共済年金とみなす。

5 新法附則第五十六条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(同条第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付をいう。以下この項による年金たる保険給付をいう。以下この項によ

おいて同じ。)について適用し、施行日前の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付については、なお從前の例による。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改

正に伴う経過措置)

として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付については、なお從前の例によ

る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改

正に伴う経過措置）

として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付については、なお從前の例によ

る。

は及び「当該共済組合又は」を削る。
第七章を次のように改める。

第七章 削除

第五十八条から第六十八条まで 削除

第六十九条中、第四十八条第一項又は第五十九条第一項を「又は第四十八条第一項又は第五十八条第一項」に、
「私学共済法の退職共済年金の加給又は農林共済法の退職共済年金の加給」を「又は私学共済法の退職共済年金の加給に、「地方公務員等共済組合法第八十一条第五項及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

第一条中、「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

第二条第一号末を削り、同条第一号中「ホマ

で」を「ニまで」に改める。

第三条第一項第三号中、「第四十七条第一項」

を「又は第四十七条第一項」に改め、「又は第五

十八条第一項の規定により農林漁業団体職員共

済組合の組合員としないこととされた者」を削

る。

第七十条中、「第四十九条第一項又は第六十

一条第一項」を「又は第四十九条第一項」に改め

る。

第七十一条中、「第五十条又は第六十一条」を

「又は第五十条」に改める。

第七十二条第一項中、「第四十八条第一項又

は第五十九条第一項」を「又は第四十八条第一項又

は第五十九条第一項」に改め、「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高

齢寡婦加算」を「又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」に、「地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項及び農林漁業団体職員共済組合法第五十一条第二項」を「及び地方公

務員等共済組合法第九十九条の六第二項」に改め、同条第二項中、「第四十八条第一項又は第五

十九条第一項」を「又は第四十八条第一項」に改め、「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」に、「昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項及び昭和六十年農林共

済改正法附則第二十九条第四項及び昭和六十年農林漁業団体職員共済組合法第五十一条第二項」を

「及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条

第四項」に改める。

第二十九条第四項中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下同じ。」を削

る。

第二十九条第四項中「農林漁業団体職員共済組合員以外の共済組合の組合員であつた期間又

は「及び当該共済組合又は」を削る。

第四十条第四項中「地方公務員共済組合の組

合員以外の共済組合の組合員であつた期間又

は「及び当該共済組合又は」を削る。

第四十一条第一項第一号に規定する退職共

済年金と、移行農林共済年金のうち障害共済年

金を同項第一号に規定する障害共済年金とみな

す。

第二十九条第四項中「國家公務員共済組合法に改める。

（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改訂）

第七十六条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第

七十七号)の一部を次のように改訂する。

第七十七条 第二十九条第四項中「國家公務員共済組合の組合員を含む。以下同じ。」を削

る。

「第七章 農林漁業団体職員共済組合員の資格に関する特例 第一節 給付等に関する特例 第二款 給付等の額の計算等に関する特例 第三節 不服申立てに関する特例」

目次中 第二節 第二款

第三節 第二款

第七十四条第一項中「日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会又は農林漁業団体職員・共済組合の審査会」を「又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会」に改める。

三十五条规定を「又は第二十九条」に改める。
附則第四十三条第一項中「、第二十九条第一項第三号又は第三十五条第一項第三号」を又は
第二十九条第一項第三号に、「、私学共済法の規定によつては各校の高令事務局草くはは其木才客去

(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち、厚生年金保険法附則第十七条の二第二項及び第三項の改正規定中「及び第三項」に「ハセキヨウヨウヒヤウヨウヨウ」と改め、同条第

額に「一・二」を乗じて得た額」とする。
附則第一項中「第十七条の二第五項」
を「第十七条の二第六項」に改める。
附則第二十一項中「第三項まで」を「第
四項まで」に改め、同項第2項と同項第1項に

第七十五条第一項中「雇用法第十四條第一項の規定による組合の任意継続組合員又は任意継続組合員であつた者を含む。」を削る。

附則第三十三条第一項中「(以下)を「昭和二十三年法律第九十九号。以下」に改める。
附則第三十四条を次のように改める。

五項の改正規定中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。
第十五条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十二条の改正規定中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第六項」に改める。

四項まで」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあらるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以

附則第三十一条第一項中「農林共済組合員期間」を厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二号)。以下この条において「平成十三年統合法」という。附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間(以下この項において「旧農林共済組合員期間」という。)に、「昭和六十年農林共済改正法附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年農林共済改正法による改正前農林共済法(以下この項において「旧農林共済法」という。)を「平成十三年統合法附則第四十七条第一項第一号の規定」に、「脱退一時金又は特例死亡一時金」を「特例一時金」に、「その者の農林共済組合員期間」を「その者の旧農林共済組合員期間」に、「旧農林共済法の規定」を「同号の規定」に改め、同条第二項中「脱退一時金又は特例死亡一時金」を「特例一時金」に改め、「第六十条第一項及び第二項の規定を参照して」を削除する。

(社会保障に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 遺族共済年金の経過的寡婦加算を「又に私法共済法との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(以下この項において「旧法」という。)の規定により旧法第五十九条第一項第三号に掲げる給付を受ける権利を有していた者について、前条の規定による改正後の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(次項において「新法」という。)第十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項第五号に掲げる給付の額については、旧農林共済組合員期間は、算定の基礎としない。

前項に定めるもののほか、旧農林共済組合員

第二十五条のうち児童手当法第二十一条第一項の表の改正規定中農林漁業団体職員共済組合法の項を削る。

附則第六条第一項中「並びに第四条の規定による改正後の」を「並びに」に、「第十七条の二(第六項)」を「第十七条の二(第六項)」に改め、同条第二項中「第四条の規定による改正後の」を削り、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林漁業団体職員期間をいう。以下同じ。)を有する者に対する第一項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する厚生年金保険料の支拂又は木漁業団体職員共済組合制度の支拂)

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及ビ北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第七十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及ビ北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 農林漁業団体職員共済組合法(第十五条・第十六条)」を「第七章 削除」に改める。

第一条中「、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

附則第四十一条中「、第四十九条第一項又は第六十条第一項」を「又は第四十九条第一項又は第三十三条」に、「、第二十七条又は第三十三条」を「又は第二十七条」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正) 第七十八条 国民年金法等の一部を改正する法律
期間を有する者について新法の規定を適用する
場合における必要な経過措置は、政令で定め
る。

制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律(平成十三年法律第号)附則第一条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬目

（但第一二百四十五号）に記載ある。
第三条第一項第三号及び第五条第一項第五号
中、「第十三条第一項」を又は第十三條第一項
に改め、「又は第十五条第一項の規定により農
林漁業団体職員共済組合の組合員としないこと
とされた者」を削る。

平成十三年六月二十七日 參議院會議錄第三十一

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済等の法律案

合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済

合法等を廢止する 三七

(地方税法の一部改正)

第九十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号及び第七十三条

の四第一項第八号中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第三百四十八条第二項第十一号の三中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第

四項中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。
（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 存続組合に対する前条の規定による

改正後の地方税法第七十二条の五第一項第四号及び第三百四十八条第四項の規定の適用について

では、同法第七十二条の五第一項第四号中「日本私立学校振興・共済事業団」とあるのは「日本

私立学校振興・共済事業団、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図

るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二号)附則

第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同

法第三百四十八条规定中「国民健康保险团体連合会」とあるのは「国民健康保険団体連合会」

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共

済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条
第二項に規定する存続組合とする。

前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定(同条第四項ニ系

十九条第四項及び前項の規定(同条第四項に係る部分に限る。)は、平成十五年度分以後の年度

分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
による。

部改正) 第九十六条 中興の復帰に伴う特別措置に関する

法律の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「農林漁業團體職員共濟組合制度」を厚生年金保險制度及び農林漁業團體職員共濟組合制

度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第号。以下この項及び次項において「平成十三年統合法」という。)第一条の規定による廃止前の農林共済組合法並びに平成十三年統合法」に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の」を、「その他同法」の下に「並びに平成十三年統合法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第九十七条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第十六条第一項第一号」を「、第十六条第一項第一号」に改め、「とし、第二号に掲げる者にあっては第五十九条第一項第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額」を削り、第二号を削る。

第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

第五十八条及び第五十九条 削除

第六十四条中「第五十八条」を「第六十条」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一農林漁業団体職員共済組合の項中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第号)」に改める。

(特殊法人等改革基本法の一部改正)

第九十九条 特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一号農林漁業団体職員共済組合の項中「農林漁業団体職員共済組合法」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百二十九号)第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第一百条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和三十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中、「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十一条(組合の給付)」を削る。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百一条 移行農林共済年金及び特例老齢農林年金並びに特例年金給付(特例老齢農林年金を除く)は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第一百二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七条号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十三条 移行農林年金のうち退職年金、移行農林年金のうち退職年金、減額退職年

金及び通算退職年金並びに特例年金給付のうち特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

附則第四十七条第一項に規定する特例一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

別表第一号農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三条第二号(福祉事業)の規定による改正する。

別表第三号農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三条第二号(福祉事業)の規定による改正する。

第六号の公益法人等とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第一百八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三号農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三条第二号(福祉事業)の規定による改正する。

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十三条ノ二(第五項)

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十四条 前条の規定による改正後の健康保険法第五十八条第四項及び船員保険法第三十条ノ二第五項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第一百十五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第一百十条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第一百十二条 存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一第一号に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一部改正)

第一百六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第一百十二条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正)

第一百十二条第一項中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正)

第一百十三条 次に掲げる法律の規定中、「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「又ハ私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

二 存続組合は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条

二項第四項

二項の規定による改正する。

別表第一号の表農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十三条 存続組合は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第一号に掲げる法人とみなす。

(國稅徵收法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十三条 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年

金勘定に改める。

第二十四条中「拠出金並二」を「拠出金」に改め、「納付金」の下に「並ニ厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百二十九号)附則第二十条ノ規定二依ル納付金」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百六十六条 労働者災害補償保険法の一部を次の
ようにより改正する。

別表第一第二号中「私立学校教職員共済法
(昭和二十八年法律第二百四十五号)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。
(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百七十七条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用について、同号中「遺族共済年金」とあるのは、「遺族共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百五号)附則第二十五条第一項)」とする。

第百八十八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第四号を削り、同項第五号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号から第九号までを「一号ずつ繰り上げる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第百九十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十一条 附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項の規定により社会保険庁長官がした確認に対する前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条の規定の適用については、同条第五号中「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項」とあるのは、「、私立学校教職員共済法第七条の三第一項又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百五号)附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項」とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第百二十二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十三条 国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置

第七条の二第一項第四号を削り、同項第五号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号から第九号までを「一号ずつ繰り上げる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第百二十四条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特別年金給付は、児童扶養手当法の適

用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

第百二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百二十六条 介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号として、第五号を第四号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百二十七条 介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号として、第五号を第四号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百二十八条 介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号として、第五号を第四号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百二十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第二百一十八条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削る。

(確定拠出年金法の一部改正)

第百三十条 確定拠出年金法(平成十三年法律第二百一十九条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削る。

(確定拠出年金法の一部改正)

第百三十一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第二百二十条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削る。

(確定拠出年金法の一部改正)

第百三十二条 確定拠出年金法(平成十三年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削る。

律第七十八条の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一条第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で」を削り、「もの」を「法人」に改める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十三条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十四条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十五条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十六条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十七条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十八条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

第百三十九条 農業者年金基金法(平成十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第三号を削り、第四号を第七十三条の二第一号とする。

(介護保険法の一部改正)

官報(号外)

(農林水産省設置法の一部改正)
第百三十二条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改止する。
第四条第三十六号を次のように改める。

三十六 削除

附則第三項を附則第四項とする。

附則第一項中「第四条各号に掲げる事務」の下に「及び前項に規定する事務」を加え、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の二項を加

2 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のはか、当分の間に厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。

える。

附則別表第一

昭和三十四年三月以前	一一・一三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一一・〇八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	九・一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	六・四六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・一九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・四七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・四一
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・九六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・一七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・八五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・四一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・三三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・一二〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一四

附則別表第二

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一〇
昭和五十九年四月から昭和六十一年九月まで	一・〇六
昭和六十一年十月から昭和六十二年三月まで	一・〇〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一二四
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇
二 昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
あつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・一七〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成二年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成三年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成四年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成五年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成六年四月から平成八年三月まで	一・〇一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八八
平成十年四月以後	○・九八〇
昭和六年四月から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	旧農林共済組合の組合員で あつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
昭和六年十月から昭和六十二年三月まで	一・一九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一三四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八八
平成十年四月以後	○・九八〇

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八八
平成十年四月以後	○・九八〇
昭和八年四月一日以後に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・一七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・一〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・一〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・一〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九九一
平成十年四月以後	○・九八〇
昭和別表第三	
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・一五八
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・一七〇
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・一九八
昭和七年四月一日以後に生まれた者	一・三〇四

平成十三年六月二十七日

參議院會議錄第二十五號

野沢	太三君	長谷川道郎君	服部三男雄君	日出	英輔君
星野	朋市君	松谷倉一郎君	松村	龍二君	
森田	次夫君	矢野	哲朗君	山内	俊夫君
山崎	正昭君	山下	善彦君	吉村剛太郎君	
脇	雅史君	山下	礼子君	風間	旭君
魚住裕一郎君		但馬	久美君	沢	たまき君
大森		日笠	勝之君	浜田卓一郎君	
		福本	潤一君	松	あきら君
				山下	栄一君
				渡辺	孝男君
				市田	忠義君
				井上	美代君
				須藤美也子君	
				大沢	辰美君
				小池	晃君
				市田	
				筆坂	秀世君
				高樺	練三君
				橋本	敦君
				八田ひろ子君	
				吉川	芳生君
				椎名	素夫君

野間	畠保坂	林森下	山崎	柳川	森山	溝手	松田	大門実紀史君	西山登紀子君	笠井	小泉	宮本	岩本	吉岡	田名部匡省君
間	鍋	下	山	川	森	手	田	木庭健太郎君	浜四津敏子君	友	弘	阿	森	白	西
三	賢	下	崎	柳	山	溝	松	庭	加藤	英	利	部	本	浜	登
芳	正	君	若	柳	森	手	田	一良君	義	孝	和	幸	山	四	紀
惠	君	林	吉	川	吉	下	山	修	清	寛	夫	幸	本	津	子
赳	君	若	川	若	川	山	崎	一	寛	君	君	幸	本	四	登
君	君	林	吉	林	吉	崎	川	良	君	君	君	幸	本	津	紀
君	君	君	川	林	吉	川	川	君	君	君	君	幸	本	津	子

日程第六 費使用総調書及び各省各厅所管使用調査(第百五 条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費 増額調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十一 回国会衆議院送付)	日程第七 平成十一年度一般会計公共事業等予備 費使用総調書(第百五十二回国会内閣提出、第百五 回国会衆議院送付)
十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送 付)	十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送 付)
賛成者氏名	賛成者氏名
阿南一成君	阿部正俊君
青木幹雄君	有馬朗人君
井上吉夫君	石井道子君
市川清元君	泉信也君
岩城一朗君	入澤肇君
岩永光英君	岩崎純三君
井上浩美君	上杉光弘君
市川一朗君	吉田豊秋君
尾辻秀久君	大島慶久君
大野つや子君	太田裕君
扇千景君	岡野時男君
加藤紀文君	加納鹿熊君
狩野安君	片山虎之助君
景山俊太郎君	金田勝年君
金石清憲君	亀井郁夫君
鎌田要人君	河本英典君
木村博昭君	岸宏一君
北岡秀仁君	佐々木知子君
鴻池恒一君	久世公嘉君
佐藤昭郎君	倉田寛之君
佐藤秀仁君	斎藤滋宣君
久野恒一君	佐々木達雄君
陣内十朗君	坂野重信君
鈴木清水君	清水弘成君
竹山嘉与子君	田中直紀君
谷川陣内孝雄君	武見敬三君
田浦正孝君	月原茂皓君

反対者氏名	常田義雄君	中川中原君	中島真人君	享詳君
足立	成瀬守重君	日出英輔君	星野朋市君	野沢太三君
伊藤基隆君	長谷川道郎君	松谷蒼一郎君	松村龍二君	松田秀樹君
平野	次夫君	矢野哲朗君	山内俊夫君	山崎正昭君
西川きよし君	山下善彦君	吉村剛太郎君	脇雅史君	大森礼子君
	風間昶君	但馬久美君	魚住裕一郎君	
	沢たまき君	浜田卓二郎君		
	日笠勝之君	福本潤一君		
	山下栄一君	渡辺孝男君		
	松あきら君	椎名惟君		
	松岡満壽男君	松素夫君		
	平野貞夫君			

鶴保 廣介君
中島 啓雄君
中曾根 弘文君
仲道 俊哉君
西田 吉宏君
野間 起君
保坂 三藏君
真鍋 芳正君
溝手 恵君
松田 显正君
林 賢二君
森山 岩夫君
山崎 裕君
柳川 順之君
吉川 博之君
森下 岩夫君
荒木 芳男君
若林 正俊君
吉川 覚治君
山下 力君
海野 清寛君
加藤 英利君
柳川 芽美君
木庭 健太郎君
本庭 太郎君
白浜 一良君
統 修一君
浜四津 敏子君
弘友 和夫君
益田 洋介君
森本 晃司君
山本 保君
岩本 庄太君
田名部 匡省君
高橋 令則君
渡辺 秀央君
石田 浅尾慶一郎君
美栄君

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十七日

參議院會議錄第三十五号

投票者氏名

今井 海野 江本 勝木 木俣 久保 小宮山洋子君 佐藤 佐藤 木俣 久保
 喬司君 孟紀君 徹君 澄君 佳丈君 直君 喬司君 孟紀君 徹君 澄君
 菅野 中村 山本 島袋 大渕 吉岡 宮本 林 烟野 西山登紀子君 稲枝君 紀子君 吉典君 岳志君
 仁代子君 正和君 敦夫君 久光君 仁代子君 正和君 敦夫君 久光君

日程第五 平成十一年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各厅所管使用調書(第百五十回国会内閣提出、第百五十二回国会衆議院送付)

阿南	青木	井上	吉夫君	一成君	幹雄君
石渡				清元君	
市川				一朗君	
岩城				公成君	
岩永				浩美君	
上野				秀久君	光英君
尾辻				安君	紀文君
大野				千景君	
つや子君					
狩野					
扇					
加藤					
景山	俊太郎君				
木村					
北岡	秀二君				
久野	恒一君				
鶴谷	仁君				
鎌田	博昭君				
金石	清禅君				
巣谷	要人君				
龜谷	昭郎君				
佐藤	十朗君				
斎藤	祥馨君				
清水	嘉与子君				
陣内	孝雄君				
田浦	正孝君				
竹山	裕君				
谷川	秀善君				
中川	義雄君				
中原	享詳君				
成瀬	真人君				
野沢	守重君				
太三君	爽君				

一四九名	阿部正俊君	泉入澤
	有馬朗人君	上杉
	信也君	岩崎
	驥君	海老原義宣君
	純三君	大島慶久君
	光弘君	太田豊秋君
	裕君	岡野
	時男君	加納
	郁夫君	金田勝年君
	英典君	亀井鹿熊
	宏一君	片山虎之助君
	公堯君	岸久世
	寛之君	倉田
	滋宣君	佐々木知子君
	達雄君	坂野重信君
	末広まさきこ君	佐藤
	弘成君	清水
	直紀君	田中
	茂皓君	武見
	庸介君	仲道
	弘文君	中曾根
	啓雄君	西田
	俊哉君	野間
	吉宏君	赳君

星野	長谷川道郎君	服部三男雄君	日出	松谷蒼一郎君	朋市君	英輔君
椎名	吉川	山下	橋本	八田ひろ子君	須藤美也子君	松岡滿壽男君
平野	吉川	山下	橋本	秀世君	敦君	素夫君
貞夫君	春子君	芳生君	富樫	練三君	辰美君	忠義君
			大沢	小池	井上	渡辺
			市田	松	山下	山下
			浜田卓一郎君	浜田卓一郎君	榮一君	孝男君
			日笠	福本潤	日笠勝之君	日笠勝之君
			風間	大森礼子君	大森礼子君	但馬久美君
			沢	佐伯千鶴君	佐伯千鶴君	佐伯千鶴君
			たまき	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
			きみ	秀樹君	秀樹君	秀樹君
			さくら	龍二君	次夫君	次夫君
			まつ	森田	矢野	矢野
			おとこ	宮崎	山内	山崎
			じゅん	松村	山下	山下
			じゅん	正昭君	善彦君	正昭君
			じゅん	雅史君	哲朗君	雅史君
			じゅん	脇	俊夫君	俊夫君
			じゅん	恵	次夫君	次夫君

西川きよし君

反対者氏名	西川きよし君
足立	良平君
伊藤	基隆君
今井	澄君
江本	孟紀君
海野	徹君
久保	亘君
木俣	健司君
佐藤	佳文君
高嶋	良充君
谷林	泰介君
佐藤	雄平君
内藤	義一君
長谷川	正昭君
角田	正光君
堀	利和君
前川	忠夫君
円	より子君
本岡	昭次君
柳田	稔君
吉田	大渕
日下部	禮代子君
山本	紹子君
島袋	之久君
中村	正和君
菅野	宗康君
山本	敦夫君
島袋	正和君
中村	久光君
阿南	一成君
賛成者氏名	
五七名	浅尾慶一郎君
石田	美栄君
今泉	昭君
小川	敏夫君
川橋	幸子君
北澤	俊美君
江田	五月君
郡司	彰君
奥石	東君
佐藤	寺崎
櫻井	高橋
高橋	千葉
直嶋	寺崎
廣中	千秋君
藤井	昭久君
松前	景子君
峰崎	正行君
篠瀬	俊男君
山下	道夫君
八洲	彰君
夫君	良一君
直樹君	達郎君
満治君	俊君
谷本	雅子君
黒岩	魏君
笛野	世子君
高橋	秋子君
紀世子君	貞子君
正俊君	阿部
一一三名	

平成十三年六月二十七日

參議院會議錄第三十五號 投票者氏名

投票者氏名

青木	井上	吉夫君	幹雄君
石渡	市川	一朗君	清元君
保坂	岩城	光英君	
畠	岩永	浩美君	
林	上野	公成君	
間	尾辻	秀久君	
野	大野	つや子君	
西	加藤	千景君	
道	狩野	安君	
中	景山	俊太郎君	
曾	金石	清禪君	
鶴	鎌田	要人君	
保	龜谷	博昭君	
坂	木村	仁君	
畠	北岡	秀二君	
林	久野	恒一君	
間	鴻池	祥譽君	
野	佐藤	昭郎君	
西	斎藤	十朗君	
道	内	孝雄君	
中	清水	弘成君	
曾	嘉子君	直紀君	
鶴	月原	敬三君	
保	茂皓君	君	
坂	吉宏君	俊哉君	
畠	啓雄君	庸介君	
林	芳正君	恵君	
間	三藏君	賢二君	

反対者氏名

市川	一朗君	光英君	岩城	岩永	上野	尾辻	大野つや子君	扇	加藤	紀文君
宮崎	景山俊太郎君	安君	狩野	秀久君	浩美君	公成君	千景君	千景君	景山俊太郎君	秀久君
松村	木村	金石	鎌田	清輝君	要人君	北岡	秀二君	要人君	木村	金石
星野	鶴谷	久野	鴻池	恒二君	博昭君	久野	恒二君	博昭君	鶴谷	久野
日出	佐藤	佐藤	斎藤	昭郎君	昭郎君	北岡	仁君	昭郎君	佐藤	佐藤
宮崎	田浦	田浦	清水嘉与子君	十朗君	十朗君	久野	仁君	十朗君	田浦	田浦
松村	谷川	常田	嘉与子君	祥肇君	祥肇君	久野	仁君	祥肇君	谷川	常田
松谷蒼	中島	中川	孝雄君	正孝君	正孝君	北岡	仁君	正孝君	中島	中川
秀樹君	成瀬	野沢	裕君	直君	直君	久野	仁君	直君	成瀬	野沢
龍二君	中原	中原	秀善君	享詳君	享詳君	久野	仁君	享詳君	中原	中原
	長谷川道郎君	守重君	義雄君	真人君	真人君	久野	仁君	真人君	長谷川道郎君	守重君
	服部三雄	太三君	太三君	爽君	爽君	太三君	仁君	爽君	服部三雄	太三君
	朋市君	英輔君	英輔君	英輔君	英輔君	太三君	仁君	英輔君	朋市君	英輔君

入澤 岩崎 上杉 海老原義彦
光弘 純三君 謹
加納 時男君
鹿熊 安正君
片山虎之助
金田 勝年君
龟井 郁夫君
河本 英典君
岸 太田 豊秋君
久世 岸
佐々木知子君
斎藤 寛之君
倉田 公堯君
坂野 滋宣君
月原 重信君
田中 康介君
武見 鶴保
清水 達雄君
中島 啓雄君
末広根 弘文君
まきこ君
弘成君
茂皓君
直紀君
敬三君
世耕
佐々木
齊藤
佐々木
倉田
坂野
月原
田中
武見
清水
中島
末広
中曾
仲道
西田
野間
畠林
保坂
真鍋
溝手
森下
松田
岩夫君
芳正君
越君
惠君
吉宏君
俊哉君
博之君

平成十三年六月二十七日 参議院会議録第三十五号 投票者氏名

反対者氏名

阿南	一成君	青木	井上	石渡	吉夫君	幹雄君
市川	岩城	市川	吉夫君	清元君	一朗君	光英君
岩永	上野	岩永	浩美君	浩美君	公成君	秀久君
尾辻	大野つや子君	大野つや子君	千景君	千景君	安君	要人君
狩野	加藤	扇	紀文君	紀文君	太郎君	景山俊
金石	清禅君					鎌田

阿部	正俊君
有馬	朗人君
石井	道子君
泉	信也君
入澤	馨君
岩崎	純三君
上杉	光弘君
海老原義彦君	
大島	慶久君
太田	豊秋君
岡野	裕君
加納	時男君
鹿熊	安正君
片山虎之助君	
金田	勝年君
郁井	郁夫君

日程第一〇 平成十年度国有財産無償貸付状況総計算書

中村	笠井	阿部	幸代君
平野	小泉	親司君	幹幸君
島袋	畠野	大門実紀史君	靖天君
山本	宮本	西山登紀子君	亮君
日下部	吉岡	君枝君	
敦夫君	大渕	紀子君	
	絹子君	岳志君	
		吉典君	

井上	市田	大沢	小池
須藤美也子君	忠義君	辰美君	晃君
富樫	練三君		
橋本	敦君		
八田ひろ子君			
筆坂	秀世君		
山下	芳生君		
吉川	春子君		
大脇	雅子君		
谷本	巍君		
高橋	令則君		
渡辺	秀央君		
黒岩	秩子君		
笛野	貞子君		

木村	龜谷	北岡	久野	秀二君
鴻池	佐藤	森藤	十朗君	博昭君
清水	嘉与子	嘉与子	正孝君	仁君
陣内	孝雄	孝雄	直君	
鈴木	田浦	竹山	裕	
常田	谷川	中原	秀善君	
中川	中島	成瀬	享詳君	
谷川	谷川	野沢	義雄	
竹山	竹山	太三君	真人君	
鈴木	鈴木	長谷川道郎	爽君	
常田	常田	守重君		
中川	中川			
中原	中原			
成瀬	成瀬			
野沢	野沢			
太三君	太三君			
長谷川道郎	長谷川道郎			
守重君	守重君			
英輔君	英輔君			
三雄君	三雄君			
星野	星野			
朋市君	朋市君			
松谷蒼一郎君	松谷蒼一郎君			
龍二君	龍二君			
秀樹君	秀樹君			
俊夫君	俊夫君			
哲朗君	哲朗君			
次夫君	次夫君			
良平君	良平君			
正俊君	正俊君			
基隆君	基隆君			
澄君	澄君			
孟紀君	孟紀君			
健司君	健司君			

久保木侯	佐藤泰介君	小宮山洋子君	佳丈文君
宮本	堀内藤	谷林高嶋	正昭君
畠野	前川	佐藤雄平	一君
西山登紀史君	円内藤	佐藤良充君	正光君
君枝君	本岡昭次君	柳田吉田	利和君
岳志君	前川忠夫君	荒木海野	義孝君
木侯	堀内藤	柳田吉田	清寛君
林	円内藤	加藤加藤	之久君
烟野	堀内藤	木庭健太郎君	修一君
西山登紀史君	堀内藤	浜四津敏子君	和夫君
君枝君	堀内藤	幸代君	洋介君
木侯	堀内藤	靖夫大君	保君
宮本	堀内藤	笠井亮君	親司君
林	堀内藤	緒方阿部	大門実紀史君
烟野	堀内藤	池田益田	幹幸君
西山登紀史君	堀内藤	森本	君
君枝君	堀内藤	山本	紀子君

北澤郡奥石俊美君彰君
佐藤道夫君
櫻井充君
高橋千葉景子君
寺崎昭久君
直嶋正行君
広中和歌子君
藤井俊男君
本田良一君
松前達郎君
峰崎直樹君
築瀬進君
山下八洲夫君
大森礼子君
魚住裕一郎君
風間祐治君
糸科満治君
沢たまき君
但馬久美君
浜田卓二郎君
日笠勝之君
福本潤一君
松あきら君
市田栄一君
井上孝男君
渡辺代介君
大沢忠義君
小池辰美君
須藤美也子君
橋本三君
富樫練
橋本敦
八田ひろ子君
筆坂秀世君
山下芳生君

日程第一二 小型 (內閣提出、衆議院 賛成者氏名)

船舶の登録等に関する法律案
送付)

阿南一成君
青木幹雄君
市川吉夫君
石渡清元君
井上鈴君
市川一朗君
岩城光英君
上野岩永君
尾辻秀久君
岩城浩美君
上野加納君
岡野公成君
大野つや子君
岡野片山虎之助君
金田裕君
木村時男君
亀谷正君
北岡勝年君
久野仁君
佐藤恒一君
鴻池秀君
藤昭郎君
斎藤十朗君

有馬 阿部 正俊君
石井 朗人君
泉 道子君
入澤 信也君
岩崎 築君
太田 純三君
大島 上杉
海老原 光弘君
義彦君
狩野 纪文君
加藤 景山俊
慶久君
豐秋君
景山俊
太郎君
安君君
河本 纪文君
鎌田 要人君
金石 清禅君
岸 宏君
久世 公堯君
倉田 寛之君
佐々木 知子君
斎藤 滋宣君
坂野 重信君

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十七日

參議院會議錄第三十五號

投票者氏名

清水嘉与子君	陣内
孝雄君	中島 義雄君
正孝君	谷川 鈴木
直君	田浦 中川
享詳君	竹山 常田
爽君	中原 成瀬
真人君	中島 原中
守重君	谷川 中島
太三君	田浦 野沢
英輔君	長谷川道郎君
朋市君	服部 三男雄君
龍二君	星野 日出
秀樹君	松谷蒼一郎君
次夫君	松村 矢野
哲朗君	森田 山崎
太郎君	吉村剛太郎君
昭史君	山下 石田
敏夫君	今泉 脇脇
幸子君	江田 浅尾慶一郎君
彰美君	小川 横井
東君	北澤 佐藤
道夫君	千秋君

角田	義一君
内藤	正光君
長谷川	清君
堀	利和君
前川	哲郎君
本岡	忠夫君
円	より子君
昭次君	稔君
荒木	清實君
吉田	之久君
柳田	一良君
白浜	訓弘君
海野	義孝君
浜	四津敏子君
加藤	修一君
阿部	弘友
池田	益田
緒方	和夫君
森本	洋介君
山本	晃司君
木庭健太郎君	保君
笠井	幸代君
小泉	靖夫君
大門	幹幸君
西山登紀子君	親司君
烟野	君枝君
吉岡	吉典君
林	紀子君
宮本	岳志君
大渕	絹子君
旦下	傳代子君
高橋	素夫君
椎名	紀子君
山本	正和君
高橋	令則君

日程第一二
且事語語

(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

○名

平野	島袋	黒岩	阿南	青木	井上	吉夫君	一成君	幹雄君	一朗君	市川	岩城	吉夫君	清元君	井上	阿南	青木	島袋	黒岩	平野
宗康君	秋子君	貞子君	衆議院送付)	貞夫君	貞子君	貞子君	貞子君	貞子君	貞子君	佐藤									
竹山	田浦	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	北岡	久野	鴻池	鴻池	久野	北岡	久野	鴻池	鴻池	北岡
正孝君	直君	正孝君	正孝君	正孝君	正孝君	正孝君	正孝君	正孝君	正孝君	秀二君	恒一君	仁君	仁君	仁君	秀二君	恒一君	仁君	仁君	秀二君
裕君										昭郎君	昭郎君	祥肇君	祥肇君	昭郎君	昭郎君	昭郎君	昭郎君	昭郎君	昭郎君

改正する法律案	○名
渡辺	秀央君
西川	きよし君
中村	敦夫君
菅野	久光君
阿部	正俊君
有馬	朗人君
石井	道子君
泉	信也君
入澤	肇君
岩崎	純三君
上杉	光弘君
岡野	海老原義彦君
大島	太田
片山	豊秋君
虎之助	慶久君
河本	裕君
金田	時男君
亀井	安正君
岸	片山虎之助君
岡	郁夫君
久世	勝年君
倉田	英典君
佐々木	知子君
斎藤	寛之君
坂野	公堯君
清水	滋宣君
末広	達雄君
まきこ	之君
耕	弘成君
世	重信君
田	直紀君
中	達雄君
見	敬三君

月原 鶴保 中島 仲道 西田 野間
中曾根 唐介君 茂皓君
堀 福山 長谷川 内藤 角田 谷林 高嶋 佐藤 佐藤 小宮山洋子君
久保 木俣 勝木 江本 海野 今井 足立 若林 吉川 山下 森山 溝手 松田 真鍋 保坂 畑 烟
伊藤 岩田君 賢三君 芳正君 博之君
基隆君 良平君 正俊君 力君 裕君 覚治君
孟紀君 徹君 登君 英利君 顯正君
佳文君 健司君 巨君 良忠君
雄平君 泰介君 正昭君
義一君 清君 利和君
哲郎君

平成十三年六月二十七日

參議院會議錄第二十五號 投票者氏名

本田	良一君	山下	八洲夫君	峰崎	松前
大森	礼子君	浜田卓二郎君	但馬	達郎君	直樹君
築瀬	進君	日笠	久美君	満治君	魚住裕一郎君
風間	起君	福本	タマキ君	大森	吉岡
菅野	久光君	潤一君	松	阿部	吉岡
		あきら君	山下	幸代君	大渕
		栄一君	山下	幸代君	宮本
		孝男君	池田	高橋	西山
		素夫君	緒方	渡辺	登紀子君
		令則君	靖夫君	秀央君	君枝君
		高橋紀世子君	笠井	亮君	紀子君
		令則君	小泉	親司君	岳志君
		高橋	吉典君	吉典君	日下部禮代子君
		渡辺	絹子君	吉典君	正和君

前川 忠夫君	円 より子君	本岡 昭次君
柳田 稔君	吉田 之久君	荒木 清寛君
加藤 修一君	木庭健太郎君	海野 義孝君
浜四津敏子君	白浜 一良君	統 訓弘君
弘友 和夫君	益田 洋介君	森本 晃司君
岩本 庄太君	山本 保君	田名部匡省君
松岡満壽男君	平野 貞夫君	橋本 敦君
須藤美也子君	小池 晃君	八田ひろ子君
練三君	市田 忠義君	筆坂 秀世君
大沢 辰美君	吉川 春子君	島袋 雅子君
平野 貞夫君	山下 芳生君	宗康君

消防法の一部
議院送付)

する法律案(内
中村 敦夫君
一八一名
青木 幹雄君
井上 吉夫君
泉 信也君
入澤 驚君
岩崎 純三君
上杉 光弘君
大島 海老原義彦君
太田 岡野 豊秋君
岡野 加納 裕君
亀谷 鎌田 安正君
木村 鳥居 時男君
鶴谷 金石 清禪君
佐藤 要人君
北岡 博昭君
久野 仁君
北岡 駒君
鴻池 秀二君
斎藤 恒一君
佐藤 祥鑑君
木村 昭郎君
久野 博昭君
田浦 十朗君
竹山 直君
谷川 鈴木
常田 陣内
中原 中島
成瀬 真人君
守重君 義雄君
爽君 享詳君

野沢	太三君	服部	三男雄君
長谷川道郎君		日出	英輔君
星野	朋市君	松谷蒼一郎君	
藤井	次夫君	松村	龍二君
森田	哲朗君	宮崎	秀樹君
矢野		山崎	俊夫君
山内		山崎	正昭君
俊夫君		山下	善彦君
吉村剛太郎君		吉村	昭君
脇	雅史君	浅尾慶一郎君	
石田	美栄君	江田	五月君
今泉	昭君	小川	敏夫君
北澤	俊美君	川橋	幸子君
郡司	彰君	輿石	東君
佐藤	道夫君	千葉	景子君
櫻井	充君	高橋	秋千君
寺崎		直嶋	昭久君
廣中和歌子君		正行君	
千葉		良一君	
高橋		達郎君	
本田		直樹君	
藤井		俊男君	
峰崎		進君	
篠瀬			
山下八洲夫君			
萬科			
滿治君			

荒木清寛君	魚住裕一郎君
海野義孝君	大森礼子君
加藤修一君	沢間相君
木庭健太郎君	但馬久美君
白浜一良君	福本潤一君
浜四津敏子君	浜田卓二郎君
弘友和夫君	松あきら君
益田洋介君	日笠勝之君
森本晃司君	山下栄一君
山本保君	渡辺孝男君
大渕絹子君	大脇雅子君
椎名素夫君	谷本巍君
高橋紀世子君	岩本莊太君
高橋令則君	田名部匡省君
渡辺秀央君	松岡満壽男君
西川きよし君	島袋宗康君
中村敦夫君	平野貞夫君
菅野久光君	黒岩秩子君
阿部幸代君	小池辰美君
池田緒方君	須藤美也子君
笠井靖天君	練三君
小泉幹幸君	八田ひろ子君
大門実紀史君	橋本敦君
西山登紀子君	富樫秀世君
畠野君枝君	山下芳生君
宮本吉典君	吉川春子君

日程第一四 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	反対者氏名
池田 緒方 笠井 小泉 大門実紀史君 西山登紀子君 畑野 紅司君 宮本 岳志君 吉岡 吉典君	阿部 幸代君 幹幸君 靖大君 亮君 小泉 幸代君 韓大君 亮君 大澤 辰美君 小池 晃君 井上 美代君 忠義君 桥本 須藤 美也子君 富樫 練三君 敦君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 山下 芳生君 吉川 春子君

日程第一四 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	反対者氏名
池田 緒方 笠井 小泉 大門実紀史君 西山登紀子君 畑野 紅司君 宮本 岳志君 吉岡 吉典君	阿部 幸代君 幹幸君 靖大君 亮君 小泉 幸代君 韓大君 亮君 大澤 辰美君 小池 晃君 井上 美代君 忠義君 桥本 須藤 美也子君 富樫 練三君 敦君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 山下 芳生君 吉川 春子君

官報(号外)

賛成者氏名

平成十三年六月二十七日

参議院会議録第三十五号 投票者氏名

林 畑	野 間	西 田	仲 道	鶴 保	中 曾 根	月 原	武 見	世 耕	末 広 まき	弘 成 君	重 信 君	達 雄 君	茂 皓 君	敬 三 君	吉 宏 君	芳 正 君	恵 君	赴 君	吉 宏 君	俊 戯 君	弘 文 君	弘 文 君	吉 宏 君	吉 宏 君	一 成 君
阿 南	青 木	井 上	岩 城	市 川	石 渡	岩 永	上 野	岸	尾 辻	大 野 つ や 子 君	秀 久 君	浩 美 君	光 英 君	千 景 君	紀 文 君	一 朗 君	阿 南	幹 雄 君	吉 夫 君	清 元 君	一 朗 君	阿 南	青 木	井 上	

日 出	野 沢	長 谷 川	服 部 三 男 雄 君	太 三 君	守 重 君	爽 君	真 人 君	義 雄 君	享 詳 君	秀 君	正 孝 君	孝 雄 君	裕 君	正 孝 君	英 輔 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君
阿 部	有 馬	石 井	阿 部	上 杉	岩 嶽	入 澤	泉	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部	阿 部

沢 風 間	た ま き 君	荒 木 海 野	吉 田	本 岡	長 谷 川	福 山	柳 田	内 藤	佐 藤	佐 藤	佐 藤	佐 藤	佐 藤	佐 藤	佐 藤	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣	木 俣
星 野	松 谷 蒼	松 谷 蒼	朋 市 君	龍 二 君	森 田	宮 嶽	松 田	森 下	柳 川	山 嶺	山 嶺	山 嶺	山 嶺	山 嶺	山 嶺	山 嶺	保 坂	保 坊	保 坊	保 坊	保 坊	保 坊	保 坊	保 坊	保 坊

白 浜	木 庭 健 太 郎 君	禮 子 君	大 森	魚 住 裕	滿 治 君	山 下 八 洲 夫 君	篆 科	峰 崎	松 前	藤 井	藤 井	藤 井	藤 井	藤 井	藤 井	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋	高 橋
星 野	松 谷 蒼	朋 市 君	龍 二 君	一 良 君	良 一 君	俊 男 君	直 樹 君	進 君	俊 男 君	本 田	本 田	本 田	本 田	本 田	本 田	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉	千 葉

井 上	青 木	阿 南	阿 南	吉 夫 君	幹 雄 君	一 成 君	反 对 者 氏 名	日 程 第 一 五	厚 生 年 金 保 险 制 度 及 び 農 林 渔 業 团 体 职 員 共 潤 組 合 制 度 の 統 合 を 図 る た め の 農 林 渔 業 团 体 职 員 共 潤 組 合 法 等 を 廃 止 す る 等 の 法 律 案 (内 閣 提 出 、 衆 議 院 送 付)	反 对 者 氏 名	○ 名	但 馬 久 美 君	浜 田 卓 二 郎 君	弘 友 和 夫 君	洋 介 君	森 本 益 田	山 本 池 田	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本	山 本 森 本
石 井	有 馬	阿 部	阿 部	道 子 君	朗 人 君	正 俊 君	二〇五 名	福 本 潤 一 君	訓 弘 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君	浜 四 津 敏 子 君		

松 村	星 野	日 出	長 谷 川	服 部 三 男 雄 君	太 三 君	守 重 君	爽 君	真 人 君	義 雄 君	享 詳 君	秀 君	正 孝 君	孝 雄 君	裕 君	正 孝 君	英 輔 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君	正 俊 君
市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡	岩 城	市 川	石 渡

溝 手	松 田	松 保	真 鍋	林	畠	野 間	西 田	中 曜	中 島	中 川	常 田	竹 山	谷 川	谷 川	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中	田 中
石 渡	岩 城	光 英 君	賢 二 君	芳 正 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	吉 宏 君	

反対者氏名
民法改正の世論調査に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十三年六月五日

廢、離婚の破綻主義等を盛り込んだ婚姻と家族に関する民法の一部を改正する法律案が法制審議会から法務大臣に答申されて以来、五年が経過した。夫婦別姓選択制、非嫡出子の差別撤廃を望む声は高まっているにもかかわらず、依然として法改正はなされていない。

政府は、国会での答弁等で、民法改正について「世論の動向を見てから検討したい」と述べるにとどまっている。しかし、そもそも人権の問題である夫婦別姓選択制や非嫡出子の相親分差別の撤廃を、世論の動向、世論調査の結果などで決めることは適当とは言えない。

姓を名乗ること、非嫡出子の問題は人権の問題であり、法改正の実現のために政府は世論を説得する立場にあると言われている。国連の規約人権委員会からも、一九九八年、「人権の保護や人権の基準が世論調査によって決定されるものではない」ということを強調する」という懸念が表明されている。

にもかかわらず、民法改正を望む声に押されて、本年三月、当時の高村法務大臣は、今年中に世論調査を実施する旨を発表した。現在、法務省と内閣府の協議の下、世論調査が実施される運びとなっている。

民法改正に関する世論調査としては、一九九六年に「基本的制度に関する世論調査」、一九九八年に「家族法に関する世論調査」が実施されているが、本来、公正であるべき調査項目や分析の中に、質問の意図が十分に伝わらないもの、一方に誘導的であるもの等が見受けられ、世論調査の信赖性を著しく損なっている。これらは、次回、政府が世論調査を実施するならば、当然、改善すべき点である。

以上のこと踏まえた上で、一九九八年の「家族法に関する世論調査」に関して、以下質問する。

一 法制審議会案の答申後に世論調査を行った例は、民法改正以外に存在するかどうか、明らかにされたい。

- 1 調査票のQ7について

2 Q7では「正式に結婚」、「正式な夫婦」という言葉が使用されている。一般社会において「正式に結婚」「正式な夫婦」の意味するところは、結婚式を挙げたか否か、双方の親の賛成が得られたか否かなど、多種多様である。この設問において「正式」の意味するところは何か。

3 「正式な夫婦となる届出」という言葉を用いているが、これは「婚姻届」のことではないのか。なぜ「婚姻届」としなかったのか、理由を示されたい。

4 価値中立でない「正式」という用語を用いて設問したことは世論調査としては適当ではないと考へる。仮に「正式」という言葉を「法律上」などと置き換えて設問した場合、全く異なる調査結果が出ていたことも十分にあり得る。あえて「正式」という言葉を採用した理由を示されたい。

三 調査票のQ11について

1 Q11の設問の趣旨を明らかにされたい。

2 Q11は、制度そのものに対する贊否と、制度に対する個人としての選択とがはつきりと区別されていない設問となつており、回答者に趣旨が明確に伝わらないと考える。例えば、「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と個人的には考へるが、他人が、夫婦が婚姻前の名字を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と考へる人は、(ア)のいすれを選ぶか、即座に判断しにくい設問となっている。夫婦別姓選択制について分かりやすく説明した上で、回答者に賛成反対を回答させる設問が望ましかつたのではないか、政府の見解を示されたい。

3 Q11における選択肢は、「法改正に賛成」

官 報 (号 外)

「法改正に反対」といった明白に対峙するものではなく、「法律を改めてもかまわない」、「法律を改める必要はない」という賛否の境界があいまいなものになっている。このようなあいまいな設問をもつて得られた回答を旧総理府は、公表した調査結果概要説明資料において、選択肢④の最後の文末をもつて「法律を改める必要はない」と一律に「反対」と断定した。この説明は不正確なものと考えるが、政府の見解を示されたいた。

五
ただ信用の立てるものなのか、政府の見解を示されたい。
今後行われる世論調査において、非嫡出子の相

三の1及び2について
を提出した夫婦を「正式に結婚している夫婦」と
したものである。

少額訴訟手続等に関する質問主意書
現在、我が国では、規制緩和を中心的に市場機能の発揮を重視した社会の実現に向けて構造改革が

右質問する。
い。
子どもの権利委員会から勧告を受けている事實を十分に説明した設問が含まれる調査票を作成すべきと考えるが、政府の見解を示された
い。

平成十三年六月二十一日

參議院議長
井上 裕殿
内閣總理大臣
小泉純一郎

参議院議員福島瑞穂君提出民法改正の世論調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員福島端德君提出民法改正の世論

調査に関する質問に対する答弁書

法制審議会が法律案要綱を答申した後、その

答申内容に関する事項について世論調査を行つた例としては、平成元年六月実施の「犯罪と処

「罰に関する世論調査」がある。

の1は、一いて

由でいわゆる婚姻届を出さない夫婦の有無に関する調査とし、國民の意識を調査するための設問である。

の2から4までについて
内閣府(田嶋理子二名、伊藤)のナレーターは、間

内閣府(旧総理府を含む)の世論調査は、調査員が調査対象者に面接し、あらかじめ作成し

た質問票に基づいて口頭で質問するという方法（以下「個別面接聴取法」という。）を用いてお

り、使用する言葉については、正確性とともに

調査文象者が耳で聴いてできるだけがりやうい表現にすることを考慮している。このため、

お尋ねの設問においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百三十九条第一項のいわ

ゆる婚姻届を「正式な夫婦となる届出」と、これ

号 質問主意書及び答弁書

平成十三年六月一十七日 参議院会議録第三十五号

について、民事裁判法制の整備等への参考とするための情報収集を行ってきたのか。もし行っていないのであれば、今後積極的に取り組むべきと考へるが政府の認識を示されたい。

四、今後、消費者が簡易裁判所をより簡単に利用できるようにするために、消費生活センター等のADR(裁判外紛争処理機関)から簡易裁判所に円滑に接続できるようになることが重要である。例えば本年、初の試みとして東京簡易裁判所において、国民生活センター等との意見交換会が実施されたと聞いており、今後、このようUADRと裁判所の連携を積極的に図るべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員海野義孝君提出少額訴訟手続等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員海野義孝君提出少額訴訟手続等に関する質問に対する答弁書

一について

少額訴訟手続とは、訴訟の目的の価額が三十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、原則として、一回の口頭弁論期日で審理を完了し、口頭弁論の終結後直ちに判決の言渡しを行う手続をいう。この少額訴訟手続は、司法を国民に利用しやすいものにするという理念に基づき、簡易裁判所の管轄に属する訴訟事件の中でも、特に少額であり、しかも、複雑困難でないものについて、迅速かつ効果的な解決をするための手続として、現行民事訴訟法(平成八年法律第百九号)において創設されたものである(同法第六編)。

現行民事訴訟法は、平成十年一月一日から施行

行されているが、少額訴訟手続の利用件数は、

最高裁判所事務総局の調べによると、新受件数については、平成十年度八千三百四十八件、平成十一年度一万二十七件、平成十二年度一万千六百二十八件となつておらず、また、既済件数については、平成十年度六千八百十九件、平成十一年度九千九百一十八件、平成十二年度一万八百六十七件となつていて、年々増加する傾向にある(右既済件数には、少額訴訟手続から通常訴訟手続に移行した件数を含み、平成十二年度の数値は、いずれも概数である)。

このような少額訴訟手続の利用件数の推移は、少額訴訟手続が利用者から迅速かつ簡易な手続として積極的に評価されていることの現れであると認識している。

なお、平成十年度及び平成十一年度の既済事件中には、売買代金請求事件(平成十年度九百四件、平成十一年度千百九十八件)、賃金請求事件(平成十一年度七百四十件、平成十一年度八百四十八件)、立替金・求償金等請求事件(信販関係事件に限る)、(平成十年度八十四件、平成十一年度百十九件)、交通事故による損害賠償請求事件(平成十年度九百八十四件、平成十一年度千七百一十七件)、その他の損害賠償請求事件(平成十一年度四百三件、平成十一年度四百三十八件)、手形・小切手金請求事件(平成十一年度三件、平成十一年度一件)などが含まれている(右件数には、少額訴訟手続から通常訴訟手続に移行した件数を含まない)。

二について

内閣に設置された司法制度改革審議会が本年六月十二日に取りまとめた意見書において、「少額訴訟手続は、利用者から高い評価を受けしており、国民がこの手続をより多く利用しうるようになる見地から、少額訴訟手続の対象事件の範囲については、それを定める訴額の上限を大幅に引き上げるべきである。」との提言がされている。

政府は、本年六月十五日に司法制度改革審議会意見に関する対処方針を閣議決定し、その中で、司法制度改革審議会意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、改革の推進体制等について定める法律案をできる限り速やかに国会に提出して、その成立を期すとともに、改革を実現するための方策の具体化につき鋭意検討を進め、所要の措置を講ずることとしており、その一環として、簡易裁判所における民事裁判実務の運用状況等を参考にしつつ、少額訴訟手続の見直しに取り組んでいく所存である。

三について

現行民事訴訟法の立案の際には、当時の民事裁判実務の運用状況について幅広く情報を収集して、それらを立案に当たっての基礎資料として活用し、現行民事訴訟法の施行後は、実務の運用状況を見守ってきたところであるが、今後とも、民事裁判法制に関する法整備を行うに当たっては、民事裁判実務の運用状況について積極的に情報を収集し、立案に当たっての基礎資料としていく所存である。

四について

内閣に設置された司法制度改革審議会は、平成十二年十二月から本年三月までの間、関係省庁、最高裁判所等が参加する勉強会を開催し、裁判所と裁判外紛争処理機関の連携等について意見交換を行った。同審議会は、その結果も踏まえて審議を行い、本年六月十二日に内閣に提出した意見において、裁判外紛争解決手段の拡充及び活性化に向け、裁判所や関係機関等の連携を促進するための体制を整備するとともに、裁判外紛争解決手段の利用の促進及び裁判手続との連携の強化のための基本的な枠組みを規定する法律の制定も視野に入れて必要な方策を検討すべきであるとしている。なお、国民生活センター等においても、本年二月以降、東京簡易裁判所との間で、相互の連携の強化等を目的と

する意見交換を実施していると承知している。

政府としては、裁判所と裁判外紛争処理機関の連携の在り方の問題についても、二について述べた閣議決定した対処方針に従って適切に対処していく所存である。